

那珂市議会産業建設常任委員会記録

開催日時 平成30年3月14日(水)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 木野 広宣 副委員長 小宅 清史
委員 大和田和男 委員 花島 進
委員 古川 洋一 委員 福田耕四郎

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一
次長 清水 貴 書記 萩谷 将司

会議事件説明ため出席者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美	財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 会沢 実	産業部長 篠原 英二
農政課長 平野 敦史	農政課長補佐 金野 公則
商工観光課長 浅野 和好	商工観光課長補佐 川崎 慶樹
商工観光G長 小泉 周司	建設部長 引田 克治
土木課長 海老沢美彦	土木課長補佐 今瀬 博之
都市計画課長 根本 雅美	都市計画課長補佐 高塚 佳一
建築課長 玉川 秀利	建築課長補佐 平野 敏
上下水道部長 石井 亨	下水道課長 中庭 康史
下水道課長補佐 澤島 克彦	水道課長 箕川 覚
水道課長補佐 矢崎 忠	農業委員会事務局長 根本 実
農業委員会事務局長補佐 綿引 稔	

会議事件と概要

- (1) 議案第11号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第12号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第21号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算

(第4号)

- …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第26号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計予算
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第28号 平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第30号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第32号 平成30年度那珂市水道事業会計予算
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第34号 茨城北農業共済事務組合理約の変更について
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (12) 議案第35号 市道路線の認定について
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (13) 議案第36号 市道路線の変更について
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (14) 那珂市水道事業経営戦略の策定について
 - …執行部より報告あり
- (15) 大規模盛土造成地マップの作成について
 - …執行部より報告あり
- (16) 旧しどりの湯について
 - …執行部より報告あり

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時02分）

委員長 では、皆様おはようございます。

本日は、委員会構成が新しくなりまして、初めての常任委員会となります。委員の皆様には、これから2年間大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会にご出席いただきまして、まことにご苦労さまです。

本日の審議等、16件ありますので慎重なご審議よろしく願いをいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆さんにおかれましては、産業建設常任委員会ご出席お疲れさまでございます。

本日の案件につきましては、議案が13件、その他協議案件3件でございますので、大変多くなってございます。皆様方におかれましてはよろしくご審議のほどお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

執行部に申しあげます。説明の際は必ず課名と出席者名を報告し、必ず予算書のページ数を述べてから説明してください。

新規事業及び前年度比較などの大幅な増減等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に10部提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

財政課より一括してご説明願います。

財政課長 財政課の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算の1ページをごらんください。

議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費になります。

7 款土木費、3 項都市計画費、事業名、上宿大木内線街路整備事業、補正後につきまして、総額 2,916 万円。平成 29 年度 1,944 万円、平成 30 年度 972 万円。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、繰越明許費になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、事業名、旧しどりの湯整備事業 160 万 2,000 円、土地改良基盤整備事業 712 万円。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、事業名、道路維持補修事業 2,000 万円、道路改良舗装事業 1 億 6,394 万 1,000 円、2 項河川費、両宮排水路整備事業 1 億 58 万円、3 項都市計画費、下菅谷地区まちづくり事業 1,035 万円、菅谷市毛線街路整備事業 1,520 万円。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

起債の目的です。農業生産基盤整備事業債、補正後、限度額 1,380 万円、静峰ふるさと公園魅力向上事業債 6,260 万円、上宿大木内線街路整備事業債 1,350 万円。補正後の起債の方法、利率、償還方法については、補正前と同じでございます。

18 ページをお願いいたします。

一番下になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 102 万円の減。

次のページをお願いいたします。

3 目農業振興費 423 万 8,000 円の減、5 目農地費 1,385 万 1,000 円の減、6 目地籍調査費 360 万円の減。

20 ページをお願いいたします。

8 目経営所得安定対策費 480 万円の減。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費 568 万円の減、3 目観光費 1,500 万円の減。

次のページをお願いいたします。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費 8,500 万円。

7 款土木費、3 項都市計画費、4 目街路整備費 3,300 万円の減。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

古川委員 20 ページの商工費の商工振興費、がんばる商店街支援事業、具体的には元気な商店街創出事業というんでしょうか。それというのはどういう事業なのかちょっと教えていただきたいということと、その下の産業祭事業なんですけど、昨年中止になったと思いますけれども、中止になってもお金はかかっているかと思うんですけど、どのぐらいかかったのか、2 点教えてください。

商工観光課長 商工観光課長の浅野と申します。よろしく申し上げます。

がんばる商店街事業でございますけれども、商店街及び個人のお店でございますけれども、こちらのにぎわい事業、コミュニティ機能の強化のための事業でございます、地域貢献事業等の取り組みについて支援を行うものでございます。

産業祭事業でございます。今回、産業祭、今年の 10 月に行ったところなんですけれども、そちらが台風の影響によりまして、最終的には実施ができませんでして、中止となりました。その分が減額となっております。本年度の支出でございますけれども、予算額が 290 万でございますが、うち支出としましては 213 万 8,490 円でございます。

以上でございます。

古川委員 産業祭事業についてはわかりました。

がんばる商店街支援事業、すみません、わかりづらいんで、もう一度お願いします。具体的にどういう事業なのか、わかりやすくお願いします。

商工観光課長 商工業者に対する商業活性化のための補助金等について支援しているものでございまして、団体につきまして補助金を交付しております。1 団体当たり、補助の限度額としまして 50 万円ということでございます。

以上でございます。

古川委員 すみません、よくわからないんですけれども。どういうふうに、活性化のために事業者がどういうことをする補助金として出しているのかという、その辺を教えてほしいんですが。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 12 分）

再開（午前 10 時 12 分）

委員長 再開いたします。

商工観光課長 具体的なというお話でしたので、平成 28 年度の事業からお話しします。

平成 28 年度の事業でございますけれども、とんがりはっとおきまして、ナカマロちゃんのお店ということで、とんがりはっとなかまろちゃんのお店の共同事業を行っております。こちらに対して 50 万円の補助をしております。

続きまして、平成 29 年度なんですけれども、商工会、今回ランチクーポンということで、お店がクーポンを発行するものに対して補助を出すものでございますけれども、そちらが今年度予定しておりましたけれども、実際には商店が集まらなかったということで取りやめとなっております。ただ、とりあえず計画としましては、平成 29 年度の計画はランチクーポンの事業を行うということで、商工会のほうから申し出がありましたので、そちらを予定したところでございます。

以上です。

古川委員 わかりました。

委員長 外にございますか。

福田委員 19 ページと、それから 20 ページ、農業振興費のこの減額、それと 20 ページの経営所得安定対策費の減額、これをちょっと説明してください。

農政課長 農政課長の平野です。ご説明申しあげます。

19 ページ、農林水産業費、農業費の減額の主なものをご説明いたします。

一番上の事業、担い手育成支援事業につきましては、こちらは次世代人材投資事業としまして、1 人 150 万円というような交付金といたしますか、補助金がありました。こちらから新規に予定しておりました 2 名というのが要件のほうに当たりませんでしたので、こちらのほうの金額を減額しております。2 人分です。

大きいものとしましては、6 次産業化推進事業の 194 万円につきましては、こちらは人件費でございます。正規職員の配置がございましたので、予定していた臨時の賃金については減額をいたしております。

続いて、旧しどりの湯、こちらのほうを一番最後にしますけれども、次の土地改良推進事業につきましては、負担金の確定によりまして、那珂市の負担する久慈川右岸、額田北、寄居、辻鴻巣、こちらについてそれぞれ県の事業のほうの確定がございまして、那珂市の負担金が減額となったものでございます。

その下、土地改良基盤整備事業につきましては、こちらにつきましても工事金額の差金並びに負担金の事業費の確定に基づく減額でございます。

20 ページを開きまして、経営所得安定対策でございますけれども、こちらは対象となります面積並びに数量の確定がございました。予定していた数量、今年度の支払いのほうが終わってございますので、こちらを減額いたします。

最後に、19 ページに戻りまして、しどりの湯整備事業のプラス 160 万 2,000 円につきましては、こちらは消防設備の追加整備が必要になったことによる増額の要求でございます。昨年 9 月、約 1,000 万円の補正予算をいただきまして、しどりの湯の改装、改修工事を進めてございました。あらかた中身のほうの現況が整った時点で、消防との協議、再開に当たっての最終確認というような意味合いで協議をいたしました。その際に、消防のほうから使用用途の変更に当たるという指摘がございまして、今までの温浴施設から集会施設としての枠組みに入るということで、その対応するために、具体的には消火栓に類する施設の追加というものが発生いたします。イメージとしましては、消化器の大きいものですね、通報盤と一緒に、エレベーターの横にちらっと、庁舎では見えるんですが、ああいう形状のものを 2 基追加整備をする必要があると。あわせて、既存の消防設備の故障箇所の方も改めて整備を改修をするというところの費用でございます。

以上でございます。

福田委員 そうすると、この農業振興費については、担い手育成は、いわゆる人数が減ったということで減額された。

農政課長 そのとおりでございます。

福田委員 それから、950万減額されている土地改良基盤整備、これについては、やはりこの基盤整備事業そのものが少なくなっているということですか。あるいは、この事業が終わったということ、それで減額されたということですか。

農政課長 現在もこの整備事業については進行中ございまして、平成29年度分の事業費の確定ですね。県の事業の確定をもって、那珂市の負担する分が確定したという内容でございます。また、平成30年度についても続いていくものでございます。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

(なし)

委員長 外になれば質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩(午前10時18分)

再開(午前10時20分)

委員長 再開いたします。

下水道課が出席しております。

議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 下水道課長の中庭です。外3名が出席しております。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

下水道事業特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)になります。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費になります。

款項、事業名、金額の順にご説明をいたします。

2款下水道建設費、1項下水道建設費、那珂久慈流域下水道事業1,180万7,000円。

4 ページをお開きください。

第3表、地方債補正、変更になります。

起債の目的、補正後の限度額の順にご説明いたします。

公共下水道事業4億700万円、流域下水道事業1,660万円、公営企業会計適用債410万円。

続きまして、6 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道建設費国庫補助金700万円の減。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目下水道整備支援事業費補助金160万円の減。

6 款繰入金、1 項繰入金、2 目基金繰入金6,500万円の減。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金5,557万9,000円。

8 款諸収入、1 項諸収入、2 目消費税還付金1,136万円。

9 款市債、1 項市債、1 目下水道建設債9,000万円の減。

7 ページをお開きください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費2,660万9,000円、2 目維持管理費295万円。

2 款下水道建設費、1 項下水道建設費、1 目公共下水道費1億2,200万円の減。公共下水道整備事業におきまして、補助金の減額、確定及び請負差金による委託料、工事請負費、補償金の減額でございます。

2 目流域下水道費422万円の減。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 外になければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号 平成 29 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 農業集落排水整備事業特別会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

議案第 21 号 平成 29 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 4 号）になります。

3 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費になります。

2 款農業集落排水整備事業費、1 項農業集落排水整備費、農業集落排水整備事業 9,400 万円。

4 ページをお開きください。

第 3 表、地方債補正、変更になります。

公営企業会計適用債 240 万円。

続きまして、6 ページをお開きください。

歳入になります。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目農業集落排水整備事業費県補助金 214 万円の減。

6 款繰入金、1 項繰入金、2 目基金繰入金 1,800 万円の減。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2,514 万 4,000 円。

9 款市債、1 項市債、1 目農業集落排水整備事業債 120 万円の減。

7 ページをお開きください。

歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 380 万 4,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なし）

委員長 外になければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 21 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（下水道課所管部分）を議題といたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費について執行部よりご説明願います。

下水道課長 予算書の 89 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、下水道課所管事業につきましては、上から 4 つ目の浄化槽設置補助事業 2,330 万 2,000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

なお、5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目集落排水整備費及び 7 款土木費、3 項都市計画費、5 目下水道整備費については繰出金のため、繰り出し先の特別会計予算の説明時に説明をいただく形で進行いたします。

続きまして、議案第 26 号 平成 30 年度那珂市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出について執行部より一括してご説明願います。

下水道課長 初めに、一般会計のほうの 117 ページをお開き願います。

中段になります。

7 款土木費、3 項都市計画費、5 目下水道整備費 5 億 9,584 万 1,000 円。こちらは一般会計から下水道事業特別会計への繰出金になります。

続きまして、223 ページをお開きください。

下水道事業特別会計、歳入になります。

款項、予算額の順にご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 5,413 万 3,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 4 億 7,495 万円、2 項手数料 37 万 2,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 2 億 3,500 万円。

4 款県支出金、1 項県補助金 300 万円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 1,000 円。

続きまして、224 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項繰入金 6 億 7,584 万 1,000 円。内訳としまして、さきにご説明いたしました一般会計から 5 億 9,584 万 1,000 円及び下水道事業基金から 8,000 万円の繰入金でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金 1,000 万円。

8 款諸収入、1 項諸収入 3,000 円。

9 款市債、1 項市債 7 億 7,670 万円。

225 ページをお開きください。

歳出になります。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 8,926 万 7,000 円。

226 ページをお開きください。

2 目維持管理費 2 億 2,385 万 8,000 円。

続きまして、227 ページをお開き願います。

2 款下水道建設費、1 項下水道建設費、1 目公共下水道費 9 億 9,269 万 1,000 円。対前年度比 1 億 8,895 万 7,000 円の増でございます。増額の主な内容といたしましては、次のページの公共下水道整備事業におきまして、額田、後台、戸多、中里、菅谷地区などの下水道の整備促進を図るため、工事請負費に約 2 億 4,000 万円増の 8 億 1,080 万円を計上したものでございます。

228 ページの下段になります。

2 目流域下水道費 2,855 万 2,000 円。

229 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 7 億 1,931 万 1,000 円、2 目利子 1 億 7,375 万 2,000 円。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 256 万 9,000 円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大和田委員 公共下水道整備事業の件なんですけれど、先ほど各地区あったんですけども、どのぐらいの対象の戸数というか、今現在、何ていうんですか、計画しているのかなど。

下水道課長 平成 28 年度末の供用開始されました人口につきましては 2 万 8,155 人でございます。全体の下水道計画からいきますと 67.3%の普及率となっております。

以上でございます。

大和田委員 じゃなくて、今回の、1 期目とか 2 期目とかというのがあるんですよね、この下水道というのは。今年度のこの予算でどのぐらいのこう、進むのか、対象戸数はどのぐらいになるかというのを。

下水道課長 平成 30 年度の予算でございますが、世帯数では 192 世帯を整備するという予定でございます。面積としましては 31 ヘクタール、工事延長としましては 6,490 メートルを予定しております。

以上でございます。

委員長 大和田委員、よろしいですか。

大和田委員 地区別は出ないですかね。後でもいいですけども。

下水道課長 地区別でございます。世帯数でいきますと、中里が 35 世帯、額田地区が 64 世帯、後台地区が 52 世帯、戸多地区が 41 世帯になっております。計で 192 世帯でございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

(なし)

委員長 外になれば質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 26 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 28 号 平成 30 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出について執行部より一括してご説明願います。

なお、歳入の説明に当たっては、一般会計の 5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目集落排水整備費についてもあわせてご説明願います。

下水道課長 初めに、一般会計のほうから。101 ページをお開きください。

一番下になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目集落排水整備費 2 億 5,905 万 8,000 円。こちらは一般会計から農業集落排水整備事業特別会計への繰出金になります。

続きまして、255 ページをお開きください。

農業集落排水整備事業特別会計、歳入になります。

款項、予算額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 454 万 5,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 7,444 万 4,000 円、2 項手数料 6 万 1,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 2 億 4,350 万円。

4 款県支出金、1 項県補助金 4,613 万 4,000 円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 26 万 1,000 円。

256 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項繰入金 3 億 3,605 万 2,000 円。内訳としまして、さきにご説明いたしました一般会計から 2 億 5,905 万 8,000 円及び農業集落排水整備事業基金から 7,699 万 4,000 円の繰入金でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金 1,000 万円。

8 款諸収入、1 項諸収入 3,000 円。

9 款市債、1 項市債 3 億 9,200 万円。

257 ページをお開きください。

歳出になります。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 7,329 万円。

258 ページをお開きください。

2 目維持管理費 1 億 1,330 万 8,000 円。

2 款農業集落排水整備事業費、1 項農業集落排水整備費、1 目農業集落排水整備費 6 億 4,538 万 3,000 円。

260 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 2 億 153 万 6,000 円、2 目利子 7,175 万 6,000 円。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 172 万 7,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 40 分)

再開 (午前 10 時 43 分)

委員長 再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（水道課所管部分）を議題とします。

所管部分について執行部より説明願います。

水道課長 水道課長の箕川です。外 3 名の職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

予算書の 83 ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、19 節負担金補助及び交付金 1,003 万 4,000 円のうち 3 万 4,000 円。同じくその下、24 節投資及び出資金 93 万 8,000 円の全額。

85 ページをお開き願います。

右側上段、2 枠になります。

水道事業会計補助事業 3 万 4,000 円、19 節負担金補助及び交付金、補助金、水道事業会計 3 万 4,000 円。

その下、水道事業会計出資事業 93 万 8,000 円、24 節投資及び出資金、水道事業出資金 93 万 8,000 円。

いずれも昭和 63 年度に実施した芳野地区の水道事業の広域化に要した経費の一部を負担していただくもので、平成 30 年度で終了となります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 32 号 平成 30 年度那珂市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

水道課長 それでは、議案第 32 号 平成 30 年度那珂市水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書は別冊の薄いものになります。よろしくお願ひいたします。

5 ページをお開き願います。

議案第 32 号 平成 30 年度那珂市水道事業会計予算。詳細につきましては、別途予算明細書にてご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

平成 30 年 3 月 5 日提出、那珂市長。

続きまして、予算の詳細についてご説明いたします。

25 ページをお開き願います。

平成 30 年度那珂市水道事業会計予算明細書。

まず、収益的収入でございます。

款項、予算額の順でご説明いたします。

1 款水道事業収益 11 億 7,309 万 3,000 円。

1 項営業収益 11 億 2,569 万 2,000 円、2 項営業外収益 4,739 万 9,000 円、3 項特別利益 2,000 円。

続きまして、26 ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

款項目、予算額の順でご説明いたします。

1 款水道事業費 10 億 6,653 万 5,000 円、1 項営業費用 10 億 2,265 万 5,000 円、1 目原水及び浄水費 5 億 3,194 万 4,000 円。

右側、27 ページになります。

2 目配水及び給水費 5,146 万円、4 目総係費 1 億 5,379 万 9,000 円。

次に、29 ページをお願いいたします。

5 目減価償却費 2 億 8,245 万 1,000 円、6 目資産減耗費 300 万 1,000 円。

2 項営業外費用 2,324 万 5,000 円、1 目支払い利息及び企業債取扱諸費 1,794 万 2,000 円、2 目消費税 530 万 2,000 円、3 目雑支出 1,000 円。

30 ページをお願いいたします。

3 項特別損失 63 万 5,000 円、1 目固定資産売却損 1,000 円、2 目過年度損益修正損 63 万 4,000 円。

4 項予備費 2,000 万円、1 目予備費 2,000 万円。

次に、資本的収支についてご説明いたします。

31 ページをお願いいたします。

1 款資本的収入 7 億 873 万 8,000 円。

1 項出資金 93 万 8,000 円、2 項工事負担金 1 億 780 万円、3 項企業債 6 億円。

32 ページをお願いいたします。

資本的支出についてご説明いたします。

1 款資本的支出 12 億 5,211 万円。

1 項建設改良費 11 億 9,944 万 6,000 円、2 目配水施設費 3 億 9,214 万 3,000 円、3 目上水施設費 7 億 3,190 万円、4 目総係費 4,072 万 1,000 円。

33 ページをお願いいたします。

5 目固定資産購入費 2,287 万 9,000 円、6 目車両購入費 334 万円、7 目水利権所得費 242 万円、8 目施設利用権 604 万 3,000 円。

2 項企業債償還金 5,266 万 4,000 円、1 目企業債償還金 5,266 万 4,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

花島委員 車両購入費でどんな車を買うのか、お願いします。

水道課長 普通乗用車のライトバンを2台になります。

委員長 外ございますか。

大和田委員 浄水施設費ですか、32 ページです。これは何でしょう。

水道課長 これにつきましては、現在行っております瓜連浄水場と木崎浄水場の統合に伴いまして、木崎浄水場の施設を建設しているものになります。

以上です。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 32 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市水道事業経営戦略の策定についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

水道課長 それでは、那珂市水道事業経営戦略についてご説明いたします。

常任委員会資料の後ろから4件目になります。A3の折り込みがある案件になると思います。

それでは、那珂市水道事業経営戦略についてご説明いたします。

表紙の裏の目次をごらん願います。

本経営戦略は、1の策定の趣旨から6の経営戦略の事後検証、更新等に関する事項の6項目において検討し作成をしております。

右側、1ページの下段にあるフローをごらん願います。

那珂市総合計画(第1次後期)をもとに平成26年度に那珂市水道事業ビジョン、平成28年度に那珂市水道事業第2次基本計画を作成しております。本年度には経営戦略の基礎となるアセットマネジメントとして、水道事業の経営を安定的に継続するための長期

的、おおむね 30 年から 40 年になりますが、視野に立った基本的な資産管理となる水道施設の現状把握、施設更新基準の設定、浄水場の統合・廃止などの整備方針の整理をし、これに必要な財政収支の見通し、検討を実施しました。このアセットマネジメントとの整合を図り、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を計画期間として、経営戦略を作成しております。

次の 2 ページからになります。

事業の概要として、事業の現況、4 ページにおいて、これまでの主な経営健全化の取り組みを確認し、5 ページにおいて現状分析を行いました。

5 ページ中段から、将来の事業環境として、将来人口の予測、6 ページにおいて水需要の予測、7 ページで料金収入の見通し、施設の見通し、9 ページで組織の見通しを行いました。

これらをもとに 10 ページにおいて、水道事業の基本理念を安全で安心できる快適な水道とし、これを実現するため、安全、強靱、持続と表現し、経営の基本計画を立てております。

これまでの 3 項目を踏まえ、11 ページから平成 30 年度以降 10 年間の投資・財政計画を立てております。

15 ページをお開き願います。

(イ) になります。読みあげます。

(イ) 財源についての検討状況。

(a) 水道料金。

次の 10 年へ向けて水道料金の検討を行います。

平成 39 年度までは、人口減による収入減と更新事業等による減価償却費の増加から欠損金（赤字）が発生する見込みですが、積立金を取り崩すことにより補填することで、水道料金の値上げを行わないこととしました。

平成 40 年度以降は、水道料金の値上げが必要になると考えますが、段階的に値上げを行うなど幅広く水道料金について検討が必要になると考えております。

6、経営戦略の事後検証、更新等に関する事項。

毎年進捗管理を行うとともに、5 年ごとの見直しを行い、経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

副委員長 参考までにお聞きしたいんですけども、けさの新聞にも霞ヶ浦導水の影響についてという記事が出ていましたけれども、霞ヶ浦導水がもしつながったとして、これはそうすると、水、取水場に影響とかというのはあるものなんですか。

水道課長 那珂市の水道の場合は、河川からの取水は久慈川のみで行っております。那珂川につきましては取水を行っておりませんので、県の企業局の水をいただいておりますので、なんらかの影響はあると思うんですけども、直接取水に関しての影響はないかなというふうに考えております。

以上です。

副委員長 ありがとうございます。

委員長 外にございますか。

花島委員 有収率なんですけど、これってちょっと地震の後からふえているということなんですけど、これの改善の見通しとか、今後の老朽化による悪化の、逆におそれとか、そういうものの見通しはいかがでしょう。

水道課長 漏水箇所については、本年、平成 29 年度より菅谷地区と後台地区のほうを限定いたしまして、漏水箇所の調査を行いました。その件については、太い管にはないんですけども、若干の漏水箇所があったということで、修理はしております。次年度以降、引き続き地区を限定いたしまして、漏水箇所の調査は引き続き行いまして、有収率の向上に努めていきたいと思っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

なお、議題にはありませんが、水道課より 1 件報告があるとのことですので、ここでご報告をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 58 分）

再開（午前 10 時 59 分）

委員長 再開いたします。

水道課長 追加報告として 1 件報告させていただきます。

事故の報告になります。

- 1、事故日時。平成 30 年 1 月 27 日、土曜日、午後 7 時 50 分ごろ。
- 2、事故発生場所。那珂市中里 583 番 6 地先。
- 3、損害の相手方。（1）那珂川統合土地改良区、（2）A 氏。
- 4、事故発生状況。連日続いた寒波に伴う水道管の凍結による漏水の対応のため、公用車で瓜連支所から現場に向かう途中、中里 583 番 6 地先の凍結した路面でタイヤがスリップし、北側の水田に車体が落ち、那珂川統合土地改良区所有の用水路を破損しました。また、衝撃で破損した窓ガラス片が A 氏の水田に入りました。

5、示談交渉経過。(1) 那珂川統合土地改良区、破損した用水路の修理工事が完了し、平成 30 年 2 月 22 日、示談が成立いたしました。

(2) A 氏、水田に入った窓ガラス破片は職員が回収しました。立ち会いのもと現場にて、ガラス片がないことを確認いただき、問題はないと平成 30 年 1 月 29 日に承諾をいただきました。

6、損害賠償の額。1、那珂川統合土地改良区 11 万 5,668 円、用水路の修理費になります。

次のページをお開き願います。

位置図になります。

この地図の左側、下のあたりが 118 号線のヤマト運輸の付近になります。それから東に入っていったところに中里公民館がございまして、その手前のこの水色の部分が凍結しており、バツ印のところの水田に転落したものでございます。

次の写真をごらん願います。

事故箇所の全景になります。写真手前より先に進行しており、若干の右カーブになっておりますが、この路面凍結に気づきブレーキを踏んだ結果、左側の水田に車が落ちたということになります。

下の写真、これは水田の状況になります。この写真については、既にガラス片等を取り除いた後の写真になります。

次をごらん願います。

既存構造物の破損状況になります。コンクリート製の用水路になります。車が落ちた衝撃で用水路が破損してしまいました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございますか。

花島委員 乗っていた方のけがとかはどうだったでしょう。

水道課長 幸いに人的なけがとかそういうものはございませんでした。

委員長 外ございますか。

(なし)

委員長 それでは、水道課所管部分は以上となります。

暫時休憩いたします。再開を 11 時 15 分といたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 11 時 04 分)

再開 (午前 11 時 15 分)

委員長 再開いたします。

土木課が出席しております。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算 (土木課所管部分) を議題といたしま

す。

まず5款農林水産業費の所管部分について執行部よりご説明願います。

土木課長 土木課長の海老沢です。外4名が出席しています。

着席にてご説明いたします。よろしく願います。

では、予算書98ページをお開き願います。

3段目になります。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、この目のうち土木課所管分につきましては、次のページになります。

説明欄2段目にありますけれども、湛水防除施設維持管理事業になります。780万円でございます。この事業につきましては、久慈川沿いに設置されています3カ所の排水機場、本米崎、下河原、木崎、この3カ所の機場のための費用でございます。

次のページをお開き願います。

6目地籍調査費、一番下の段になります、本年度予算額6,050万8,000円でございます。木崎地区及び額田地区の地籍調査、それに伴う地籍調査の事務費になります。昨年度と比較しまして269万8,000円の減となっております。理由としましては、臨時職員の給与の見直し、あるいは地籍調査協力員さんの見直し等の人件費等の見直しにより、減額したものでございます。

以上になります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

花島委員 額田地区の地籍調査は予定どおり進んでいるのでしょうか。

土木課長 順調に進んでいることは順調に、今年度につきましては、道路の境界、あるいは水路の境界等のまず境界確認ということをやりました、次年度は、今度は個人の土地の確認という形で進むような予定をしています。

花島委員 もうちょっと早くなかったでしたっけ、当初は。そうでもない、そのとおりですか。

土木課長 一応順調には進んでいるということで、来年度が個人の境界になりますので、そこが進むかどうか、立ち会いも必要になってきますので。

花島委員 来年度というのは、今議論している4月からということでもいいんですか。

土木課長 そうですね、発注時期が6月ぐらいになると思いますんで、6月以降ということになると思います。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、7款土木費及び10款災害復旧費の所管部分について執行部より一括して

ご説明願います。

土木課長 それでは、予算書 109 ページのほうをお願いします。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、本年度予算額 2 億 1,814 万 4,000 円でございます。昨年度と比較しまして 687 万 6,000 円の減となっております。理由としましては、職員人件費の減によるものでございます。

続きまして、111 ページになります。

2 目道路維持費、本年度予算額 2 億 5,406 万円でございます。昨年度と比較しまして 446 万 7,000 円の増額となっております。この理由といたしましては、維持補修費の事業における工事請負費、あるいは道路維持清掃事業における除草委託費、こういったものを増額したことによるものでございます。

続きまして、中段になります。

3 目道路新設改良費、予算額 3 億 4,446 万 8,000 円でございます。昨年度と比較しまして 968 万円の増額となっております。この理由といたしましては、道路改良における工事請負費、それに伴う土地の購入費、あるいはその工事に伴う補償料の増額ということになります。

続きまして、次のページになります。113 ページ中段になります。

4 目橋りょう維持費でございます。予算額 2,568 万 4,000 円でございます。昨年度と比較しまして 3,543 万 6,000 円の減となっております。この理由としましては、この橋りょう維持費の中には橋りょう点検ということで、橋の点検をいたしております。これは 5 年に一度実施するというようになっておりまして、平成 30 年度というのがその 5 年に一遍の中でいうと最終年度ということで、今年度が非常に数が多かったという部分もありまして、次年度のほうはこれだけの橋りょう数が減るということで減額ということになっております。

次のページ 114 ページ上段になります。

それでは、2 目河川維持費でございます。予算額 296 万 2,000 円でございます。

続きまして、3 目河川改修費でございます。予算額 1 億 5,831 万 5,000 円でございます。昨年度と比較しまして 746 万 9,000 円の減となっております。こちらの河川の改修費ですけれども、こちらは両宮排水路整備事業の部分になります。こちらは平成 30 年度、来年度の部分におきまして、両宮遊歩道まで全線開通するというので、平成 30 年度をもちまして完了となりますので、請負工事のほうが最終年度ということで減ということになってございます。

それでは、167 ページをお開き願います。

10 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目現年度災害でございます。予算額 1 万円でございます。費目存置になってございます。よろしく願います。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 35 号 市道路線の認定についてを議題とします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 それでは、市道認定のほうを、お手元の議案書 125 ページをお開き願います。

それでは、説明させていただきます。

議案第 35 号 市道路線の認定について。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 5 日、那珂市長。

それでは、提案路線の説明をさせていただきますので、議案書 128 ページ、認定路線位置図のほうをお開き願います。

整理番号 1、路線番号 8 の 3111 号線、起点、那珂市菅谷字杉原 628 番 2 地先、終点、那珂市菅谷字杉原 682 番 6 地先。こちらは都市計画法に基づく開発行為、いわゆる宅地分譲により築造された道路でございます。都市計画法 39 条及び 40 条におきまして、開発行為等によりできた道路につきましては、公共施設ということで市に帰属し管理することになっておりますので、道路に認定するというところでございます。場所につきましては、国道 349 号線バイパスの杉原交差点、バッティングセンターの脇に入った菅谷と杉の大字界の菅谷側の場所になります。

次のページをお開き願います。

整理番号 2、路線番号 8、3112 号線、起点、那珂市菅谷字両宮 3022 番 5 地先、終点、那珂市菅谷字両宮 3011 番 17 地先。こちらも開発行為によりできた道路でございます。場所は、不動院の北側、宮の池の西側でございます。

次のページをお願いします。

整理番号 3、路線番号 8 の 3113 号線、起点、那珂市菅谷字上菅谷 7105 番地先、終点、那珂市菅谷字上菅谷 7104 番地先。こちらは上菅谷駅前土地区画整理事業により整備されました独立の自歩道の部分でございます。

次のページをお願いします。

整理番号 4、路線番号 8 の 3114 号線、起点、那珂市菅谷字権現宮 4595 番 3 地先、終点、那珂市菅谷字北新地 4610 番 10 地先。同じく、この路線のページにありますけども、整理番号 5、路線番号 8 の 3115 号線、起点、那珂市菅谷字権現宮 4591 番 6 地先、終点、那珂市菅谷字権現宮 4691 番 9 地先。整理番号 6 番、路線番号 8 の 3116 号線、起点、那珂市菅谷字権現宮 4603 番 16 地先、終点、那珂市菅谷字北新地 4610 番 4 地先。3 路線とも、やはり開発行為によりできた道路でございます。場所としましては、上菅谷駅前の

齒科の南側にある踏切に近接した場所でございます。

次のページをお開きください。

整理番号7番、路線番号8の3117号線、起点、那珂市菅谷字西新地4706番14地先、終点、那珂市菅谷字西新地4706番6地先。こちらも開発行為によりできた道路でございます。場所としましては、菅谷西小学校の南側になるんですけども、約400メートルぐらい離れた場所でございますけども、こちらでございます。

次のページになります。

整理番号8番、路線番号8の3118号線、起点、那珂市菅谷字両宮西2966番17地先、終点、那珂市菅谷字中宿東3249番9地先。こちらも開発行為によりできた道路でございます。場所としましては、ひだまりの南側約200メートルの場所でございます。

次のページをお願いします。

整理番号9、路線番号8の3119号線、起点、那珂市菅谷字仲之房西2189番19地先、終点、那珂市菅谷字仲之房2189番20地先。こちらも開発行為によりできた道路でございます。場所としましては、正覚寺の南東側、ときわ台団地の西側の場所でございます。

次のページになります。

整理番号10、路線番号8の3120号線、起点、那珂市菅谷字新地3421番1地先、終点、那珂市菅谷字新地3428番1地先。こちらにつきましては、下菅谷地区のまちづくりによる計画道路でございます。場所としましては、かしま台保育園の北側約100メートルの場所でございます。

次のページになります。

整理番号11、路線番号8、3121号線、起点、那珂市菅谷字お津ほ3954番3地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ3945番地先。同じく整理番号12、路線番号8、3122号線、起点、那珂市菅谷字お津ほ3941番地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ3943番1地先。こちらも、この2路線とも下菅谷地区のまちづくりによる計画道路でございます。場所としましては、下菅谷駅の南側踏切の東側の部分でございます。

次のページになります。

整理番号13、路線番号8の3123号線、起点、那珂市後台字下新地3293番地先、終点、那珂市後台字下新地3295番2地先。こちらにつきましては、那珂町土地開発公社時代なんですけれども、そのときに代替地内ということで、代替地にした場所において、那珂市所有の道路がありました。その部分を市道認定するというところでございます。場所としましては、国道349号線バイパスと工業用水の交差点、後台保育園の南側でございます。

次のページになります。

整理番号14、路線番号8の3124号線、起点、那珂市菅谷額田北郷字愛宕下1551番3地先、終点、那珂市額田北郷字中河原1705番2地先。こちらにつきましては、国道349

号線、幸久橋、今現在4車線化をやってございます。こちらが完了するに当たりまして、国道349号線の旧道の部分につきまして、市のほうへ管理移管がされるということで、この古い幸久橋のほうにある独立自歩道橋の部分は残ります。そちらが残りますので、その残るところまで市のほうが市道として認定するということでございます。その幸久橋、旧独立自歩道につきましては、常陸太田市のほうが管理をするというような形で、今、常陸太田市と協議をしているところでございます。

以上、14路線になります。ご審議よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

花島委員 額田地区の今の、最後の説明のところなんですけれども、つまりあの橋を直すことはもう完全に諦めているということですね。あの車道の部分ですけれども。

土木課長 一応4車線になれば、あの橋は落とすという、車道の部分のほうはなくなるという形。ただ、先ほど言った自歩道橋のほうは常陸太田市が管理して残るという形で今のところは進めているところです。という話で、県のほうがやりますんで、落とすという話を聞いています。

花島委員 もう一つお聞きしたい。市と常陸太田の境界というのは、この地図上で言うとどのあたりにあるんでしょうか。

土木課長 河川の真ん中ぐらいになると思います。

花島委員 けれども、こっち側の部分も含めて常陸太田市が管理する話を進めているということですね。

土木課長 橋なんで、橋の中間で、例えば管理移管、管理用区分というのはなかなか難しいんで、橋はどちらかが管理するという形になりますので。

花島委員 それが普通のパターンですか。

土木課長 はい。

花島委員 了解。

委員長 外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 35 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 36 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 それでは、お手元の議案書 139 ページをお開き願います。

議案第 36 号 市道路線の変更について。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、市道路線を別表のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 5 日、那珂市長。

それでは、提案路線の説明をさせていただきます。

議案書 143 ページの路線変更位置図のほうをお開き願います。

整理番号 1、路線番号 8 の 0054 号線、変更前起点、那珂市菅谷字上宿西 4405 番 2 地先、変更後起点、那珂市菅谷字上宿西 4405 番 2 地先、こちらは変更ございません。変更前終点、那珂市菅谷字一ノ関 4496 番 1 地先、変更後終点、那珂市菅谷字寺西 4441 番 1 地先。こちらは上菅谷駅前土地区画整理事業に伴い、区域に入った市道について延長減にしたものでございます。

次のページをお願いします。

整理番号 2、路線番号 8 の 0083 号線、変更前起点、那珂市菅谷字一ノ関 4532 番 4 地先、変更後起点那珂市菅谷字一ノ関 4532 番 4 地先、こちらは変更ございません。変更前終点、那珂市菅谷字権現宮 4601 番 2 地先、変更後終点、那珂市菅谷字権現宮 4601 番 13 地先。こちらは先ほど認定のほうの議案となりました整理番号 4、5、6 の場所と同じ開発行為による区域内の道路、こちら整備されましたので、そちらのほうへ市道を伸ばしたという延長増でございます。

次のページをお願いします。

整理番号 3、路線番号 8 の 0114 号線、変更前起点、那珂市菅谷字貝保内 4000 番地先、変更後起点、那珂市菅谷字貝保内 4021 番 4 地先、変更前終点、那珂市菅谷字新地前 4038 番 2 地先、変更後終点、菅谷字新地前 4038 番 2 地先、こちらの部分は変更ございません。

整理番号 14 番、路線番号 8 の 3082 号線、変更前起点、那珂市菅谷字貝保内 3999 番地先、変更後起点、那珂市菅谷字貝保内 4001 番 7 地先、変更前終点、那珂市菅谷字新地前 4003 番 1 地先、変更後終点、那珂市菅谷字新地前 4003 番 12 地先。こちらにつきましては、下菅谷地区のまちづくり区域内にある下菅谷停車場線と南側の計画道路整備に伴いまして市道延長を減にしたものでございます。

次のページをお願いします。

整理番号 4、路線番号 8 の 0689 号線、変更前起点、那珂市福田字堀切 1742 番 12 地先、変更後起点、那珂市福田字堀切 1742 番 12 地先、こちらは変更ございません。変更前終点、那珂市福田字堀切 1754 番 1 地先、変更後終点、那珂市福田字堀切 1771 番地先。

こちらにつきましては、個人所有の民有地の部分を誤って市道として認定したという錯誤がございましたので、市道延長を減にしたものです。場所につきましては、原福田の共同墓地の北側、常磐高速道路の南側の場所でございます。

次のページをお願いします。

整理番号5から13番になりますけれども、こちらにつきましては、上菅谷駅前の土地区画整理事業に伴いまして、地番が確定したということでございまして、それに伴いましての変更ということでございます。

整理番号5、路線番号8の3008号線、変更前起点、那珂市菅谷字4の1仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字追出し4457番26地先、変更前終点、那珂市菅谷字7の1仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7057番地先。

整理番号6、路線番号8の3009号線、変更前起点、那珂市菅谷字4の1仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7009番地先、変更前終点、那珂市菅谷字2の6仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7008番地先。

整理番号7、路線番号8の3010号線、変更前起点、那珂市菅谷字3の4仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7014番地先、変更前終点、那珂市菅谷9の1仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7030番地先。

整理番号8、路線番号8の3011号線、変更前起点、那珂市菅谷字12の1仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7039番地先、変更前終点、那珂市菅谷字7の1仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7002番地先。

整理番号9、路線番号8の3012号線、変更前起点、那珂市菅谷字13の1の1仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7048番地先、変更前終点、那珂市菅谷12の4仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7044番地先。

整理番号10、路線番号8の3048号線、変更前起点、那珂市菅谷22の2仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7102番地先、変更前終点、那珂市菅谷21の6仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7099番地先。

整理番号11、路線番号8の3049号線、変更前起点、那珂市菅谷22の2仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7102番地先、変更前終点、那珂市菅谷18の10仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7069番地先。

整理番号12、路線番号8の3050号線、変更前起点、那珂市菅谷19の4仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7081番地先、変更前終点、那珂市菅谷21の1仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7094番地先。

整理番号13、路線番号8の3051号線、変更前起点、那珂市菅谷19の2仮番地先、変更後起点、那珂市菅谷字上菅谷7079番地先、変更前終点、那珂市菅谷18の9仮番地先、変更後終点、那珂市菅谷字上菅谷7070番地先。

以上14路線になります。ご審議よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

古川委員 すみません、ちょっとお恥ずかしい話、基本的な知識として教えていただきたいんですけど、道路というのは、国道、県道、市道とあって私道、道路というのはそれが全てですよね。何が聞きたいかという、例えば分譲しました、民間の不動産屋とかね。分譲して、その中でぐるぐる回るような、そういうようなところは、これは民地というか、私道になるんですか。

土木課長 先ほどこちらの認定をいただきたい道路、開発行為でやった道路ですと、その道路部分というのは、ただ回転の部分も含めて道路として認定するような形になると。そういった、ただ、開発行為にならないような場合ですと、市道として認定するとなると、市道の認定基準に合うものであれば認定するという形になると思います。

古川委員 そうすると、その開発行為によって、道路というのはどんどん市管理の道路がふえていきますよね。それで、その維持管理は全て市がやっていくわけですよね。なるほど。わかりました。

委員長 外ございますか。

副委員長 路線変更位置図 1 と路線変更位置図 5 から 13、これは終点の部分が手前になって、入り口が変わるということなんですか。要は終点、この変更 1 のところでいうと、上の部分が、点々の矢印のところはこれなくなるということですよ。旧と書いてある終点が新になる、要はこの不動院から入ってきたところでとめるということですよ。そこから続きが 5 から 13 のほうに。

土木課長 そのとおりでございます。

副委員長 そうすると、単純にこの、何ですか、5 から 13 のところの下に書いてある 8 の 0354 はなくなっちゃうんですか。

(「前の議案で認定している」と呼ぶ声あり)

副委員長 こっちで認定しているんだ。そういうことか。わかりました。

委員長 外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 36 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 45 分）

再開（午前 11 時 46 分）

委員長 再開いたします。

都市計画課が出席しております。

議案第 12 号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の根本でございます。外 2 名の職員が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、議案書 60 ページをお開き願います。

議案第 12 号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明します。

那珂市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、都市公園内の運動施設の敷地面積に関する制限につきまして、条例に明記するとともに、上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分によりまして、上菅谷駅東公園の所在地地番を変更するため、那珂市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

那珂市都市公園条例の一部を改正する条例。

第 1 条、那珂市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

第 2 項、都市公園法施行令第 8 条第 1 項、本文の条例で定める割合は 100 分の 50 とする。

第 2 条、那珂市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中、上菅谷駅前土地区画整理事業 10 街区 1 画地を那珂市菅谷 7121 番地に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 12 月 2 日から適用する。

次のページをお願いします。

新旧対照表になります。

対照表の左側、改正後になりますが、上から 3 行目の下線部、第 4 条第 2 項、都市公園法施行令第 8 条第 1 項、本文の条例で定める割合は 100 分の 50 とする。

続きまして、別表第 1 中の公園のうち、5 段目の上菅谷駅東公園になりますが、現行の位置としまして、上菅谷駅前土地区画整理事業 10 街区 1 画地と定めているものを那珂市

菅谷 7121 番地に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 12 月 2 日から適用するというものでございます。

次のページをお願いいたします。

那珂市都市公園条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由でございますが、先ほどの提案理由と同じでございます。

続きまして、1、本則第 1 条の改正の概要でございますが、都市公園内の運動施設の敷地面積に関する割合の制限等につきまして、これまで国が一律に定めていたものを条例に明記することから、第 2 項の条文を追加するものでございます。

続きまして、本則第 2 条関係の概要でございますが、上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分によりまして、上菅谷駅東公園の所在地地番が変更になったことから、位置を那珂市菅谷 7121 番地に改めるものでございます。

改正条例の附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 12 月 2 日から適用するというものでございます。

下の米印に書いてありますとおり、上菅谷駅東公園の所在地の変更につきましては、区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から効力を発生することから、平成 29 年 12 月 2 日から適用するというものでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

花島委員 公園施設の建築面積の基準というのは、もとは国が決めていたということなんですから、そうですね。それは、どういう数値だったんでしょう。

都市計画課長 申しわけございません、ちょっと聞き取れなかったんですけども。

花島委員 今回新たな項目をつけ加えて公園施設の建築面積の割合を決めていますよね、条例で。それは国が今まで一律に決めていたものを今回、要するに自治体に任されることになったということだと思うんですが、その変更の前の国の基準というのは何だったんでしょうか。

都市計画課長 お答えします。

今回改めまして、市の条例にうたっているところでございますが、その載せる前につきましても、100 分の 50、その割合については変わりございません。そのものについて条例で載せたという形になってございます。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

古川委員 ちょっとまた基本的なことをお伺いしたいんですが、番地というのはどこが決めているんですか。

都市計画課長 区画整理事業の換地処分に当りまして、一律区画整理地内は、上菅谷のですね、7000 番台で番号振っています。地番を振るには一定のルール等がございまして、例えば道路で囲まれた街区について、時計回りでつけるとか、そんな形で、うちのほうで区画整理事業の施行に伴いまして、その地番を振っていったという形になります。

古川委員 以前、私一般質問で、地番が飛んでいるところが結構見受けられますよね。例えばうちが 6200 番台なんですけれども、その 6200 番台が全く離れた菅谷のバイパスの向こう、反対側にあったりするんですね。すごいわかりづらいということで、番地を表示した看板を立てていただけないかみたいな一般質問をしたことがあるんですけど、その際に、執行部の答弁、ちょっとごめんなさい、議事録を見ていないんで、うろ覚えで恐縮なんですけど、上菅谷駅前の区画整理事業で番地をつけるときには、今度は、例えば菅谷の中にも竹ノ内という地区があるじゃないですか、ああいうふうなものを検討していくという答弁をいただいたような記憶があるんですけども、その辺は何か検討はされていませんか。

都市計画課長 ただいまのご質問ですが、地番を振る際に、まずは町名を変更するかどうかというのを検討いたしました。今のお話のとおり、竹ノ内の区画整理事業地内につきましては、ある程度まとまった 30 ヘクタールほどの面積がございまして、そこをやるためには、町名を変更して、あわせて地番を振っていたというところがございます。

上菅谷駅前地区につきましては、施工区域の面積が 5.9 ヘクタールとほぼ小さいというところがございまして、その中で従前地番はやはり 3000 番とか 4000 番台がまじっているところがございまして、基本的に区画整理事業をやりまして、今回、上菅谷駅前については町名は変わらず、菅谷のままを使っております。それで、新たな地番を振る場合には、ルールとしまして、末尾の番号、大体 6000 番台が使っていますので、それから新たな、今回は上菅谷駅につきましては 7000 番台をつけたところですけども、それは法務局との調整において、新たな地番は 7000 番から振りましょうというようなルールをつくって、地番を振ったところでございます。

古川委員 わかりました。

じゃあ、例えばまた別なところで区画整理をやったとしますよね。例えば上菅谷駅前が 7500 番で終わったとしますよね。次の区画整理事業をやったところは 7501 番とかという番号がつくんですか。

都市計画課長 基本的には町名が同じの場合、菅谷を使った場合については、あいている土地を、その使った末尾のあたりから地番を振るという形になります。現在、上菅谷駅前につきましては 7001 番から 7125 番を使っております、仮にの話ですけども、区画整理をやって地番を振る場合については、これは法務局との協議になりますが、それが

7500 番台からになるのか 8000 番台になるのかというのは、そのときに地番を振るときの協議の状況という形になってございます。

委員長 よろしいですか。

古川委員 わかりました。

今のお話のように、例えば七千百何十何番で終わったから、また全く別のところで、その次の番号から振ると、末尾 1 番の違いで全然違うところというようなことになるんで、七千百何番台で終わったら、次のところは 7500 番台から今のように始めるとかというほうが、番地は飛んじゃうのかもしれませんがけれども、わかりやすいのかなんていうふうに思うんですけども、そういうふうに考えているということですね。

都市計画課長 そこは、やっぱり切りのいい数字とか、そんなところで始まっていると。ですから、新たに地番を振るときには、その地番とか、その所在地が大体わかるような形で振るという形をとってございます。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（都市計画課所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

都市計画課長 予算書 114 ページをお開き願います。

7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 1 億 558 万 4,000 円でございます。主に都市計画課職員 10 名の人件費及び都市計画基本図作成に要する費用でございます。

続きまして、116 ページをお願いします。

2 目土地地区画整理費、本年度予算額 1 億 213 万 7,000 円でございます。主に上菅谷駅前地区土地地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

3 目まちづくり事業費、本年度予算額 9,904 万円でございます。下菅谷地区まちづく

り事業に要する経費でございます。

続きまして、117 ページをお願いします。

4 目街路整備費、本年度予算額 2 億 5,202 万円でございます。都市計画道路菅谷市毛線及び上宿大木内線の整備に要する費用でございます。

6 目公園事業費、本年度予算額 4,386 万 4,000 円でございます。主に都市公園等の緑化管理及び施設の維持管理に要する経費でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 30 号 平成 30 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出について執行部より一括してご説明願います。

都市計画課長 続きまして、予算書 303 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款繰入金、1 項繰入金、本年度予算額 1 億 200 万円。一般会計からの繰入金でございます。

2 款繰越金、1 項繰越金、本年度予算額 110 万 3,000 円でございます。前年度からの繰越金でございます。

3 款諸収入、1 項雑入、本年度予算額 189 万 7,000 円でございます。これは、換地清算徴収金及び徴収金利子でございます。

なお、使用料及び手数料につきましては、仮換地証明にかかわる手数料がなくなったことから、廃目としております。

続きまして、304 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 939 万円でございます。職員 1 名分の人件費等の経費でございます。

2 款区画整理事業費、1 項区画整理事業費、1 目区画整理費、本年度予算額 61 万円でございます。主に換地清算金の徴収に要する事務費用でございます。

続きまして、305 ページをお願いいたします。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 8,920 万 2,000 円。起債償還の元金でございます。

2 目利子、本年度予算額 534 万 6,000 円。起債償還の利子でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 45 万 2,000 円でございます。

説明は以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 30 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を午後 1 時といたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午後 0 時 03 分)

再開 (午後 1 時 00 分)

委員長 それでは、再開いたします。

建築課が出席しております。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算 (建築課所管部分) を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

建築課長 建築課長の玉川でございます。外 3 名が出席しております。よろしく願います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

予算書の 114 ページをお開きください。

7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1 億 558 万 4,000 円。このうち 115 ページの下段の部分をお開きください。建築総務事務費 64 万 4,000 円になります。

続きまして、116 ページをお開きください。

中段の部分になります。

木造住宅耐震化推進事業 108 万円。

続きまして、118 ページをお開きください。

7 款土木費、4 項住宅費、1 目住宅管理費 2,858 万 5,000 円です。このうち市営住宅管理事業としまして 2,658 万 5,000 円。下段の部分になりますが、市営住宅長寿命化事業として 200 万円。住宅のほうは管理の一般的な経費になります。それから、長寿命化

事業に関しましては今年度より始まりました住宅の外壁塗装としまして、鴻巣住宅、来年は3棟を予定しております。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大和田委員 住宅管理費の長寿命化はわかったんですけど、118 ページです。住宅解体工事、住宅管理事業は。

建築課長 この中の15 工事費で住宅解体工事になるんですが、那珂市では7 団地ほど住宅を管理しておりまして、そのうち4 団地が昭和40 年代につくられた建物です。その中で中宿住宅、菅谷幼稚園の南側になります。今そこに8 棟あるのですが、そこは昭和42 年につくられたところなんです、1 棟空きが出ました。この間の一般質問のほうでもご説明させていただいたんですが、かなり老朽化が進んでいるということで、今後募集をかけない、古くなった住宅を1 つずつ壊していきましようという、まずその1 棟の解体費をここで計上しております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

福田委員 この借上料というのは、これ何カ所あるんですか、借地は。

建築課長 比較的新しいと言われる住宅が鷺内、鴻巣、静駅前とあるんですが、ここは全て借地が絡んでおります。古い住宅の4 団地に関しては市の土地になっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市大規模盛土造成地マップの作成についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

建築課長 それでは、改めまして、那珂市大規模盛土造成地マップについてのご説明をいたします。

お手元の常任委員会資料の18 ページなんです、先ほど水道課で水道事業経営戦略の策定ということで、大分後ろのほうになると思うんですが、その前にとじられていると思うんですが、そちらのほうに那珂市大規模盛土造成地マップについてというのを、後ろのほうに、18 ページになります。よろしいですか。

それでは、説明をさせていただきます。

昨年度より進めてまいりました大規模盛土造成地マップの作成が完了しましたので、こ

ここに報告いたします。

まず初めに、大規模盛土造成地マップを作成するに至った経緯についてご説明いたします。

過去の大震災において、谷や沢を埋めた盛り土や斜面に腹づけした盛り土が滑動崩落を起こし、多くの宅地災害が発生いたしました。これらのことから、国では、宅地耐震化推進事業というものを創設しまして、大規模盛り土の抽出を行い、大規模盛土造成地マップの作成及び公表の推進を図っているところでございます。

続きまして、目的になりますが、国の宅地耐震化推進事業を受けまして、那珂市におきましても市内の大規模盛り土を抽出しまして、大規模盛り土の位置の把握、これを行い、住民への周知を図ることで防災意識を持っていただくということと、それと、今後発生が予想される大規模地震における災害時の被災宅地危険度判定の基礎資料として活用することを目的としております。

続きまして、調査方法になりますが、ここからは添付している書類をあわせてご説明したいと思います。

順番は逆になってしまうんですが、4ページをお開きください。

こちらのA4判の横書きの大規模盛土造成地の抽出方法というものを一般的な図解としてこちらのほうに載せております。こちらが調査方法の手段をとったものでございまして、まず左側ですが、使用する資料としまして、造成前の旧地形図や空中写真、ここは空中写真というのは航空写真、古くは昭和22年ごろの米軍の航空写真であったり、その外に古い都市計画図であったり、高さのわかるものを重ね合せながら抽出することがこの調査方法になります。

右側は、これも一般的な参考図として、ちょっとこれ非常に見づらくて申しわけないんですが、そのような地図とか写真を重ね合わせることで、高さの差異をとりながら那珂市全体を調査していったということが今回の作業となっております。

それでは、3ページ、手前のページになります。

先ほどの調査方法に基づきまして、このうち①番は、沢や谷を埋めた谷埋め型大規模盛土、これは3,000平米以上のものを抽出して図面化しております。2番目の盛り土をする前の地盤面の水平面の角度が20度、もうもともとの既存の角が20度以上あったところを腹づけした場合、なおかつ5メートルの高さがあった場合ということで、腹付け型大規模盛土というのがあるんですが、今回の調査に関しましては、この2番のほうはございませんでした。全て1番の谷埋め等の盛り土、3,000平米以上につきましては14カ所が確認されたということになります。

それでは、調査結果になります。

申しわけございません、今3番、4番を説明しましたので、5番の国の指標として、この盛り土を全国的に国としては展開しております。平成32年度を目標に70%の公表を目

指しているというのが国のほうの目標値になります。

すみません、話が前後して申しわけないんですが、先ほどの調査方法と結果に基づきまして、次に2ページのA3判の地図をお開きください。

先ほどの14カ所というのが、非常にこの縮尺が粗くて申しわけないんですが、この赤でくくられた箇所数が14カ所になります。公表に当たっては、1ページ目の那珂市大規模盛土造成地マップという、こちらの表と、あと、今のA3に図面化されているこの2部、2枚が今後公表する場合の予定のものになります。皆様のお手元には、これでは多分詳しくわからないと思われまので、6ページから9ページまで、詳細の図面をこちらのほうに添付してございます。

まず、6ページは、静のゴルフ場の中と、あとは大宮地方環境整備組合、処理場のほうですね。ここに2カ所確認ができました。

次のページをお開きください。7ページになります。

ここは平野台団地になります。平野台団地だけで8カ所ございます。

続きまして、8ページのこちらは中崎議員のちょっと先のところ、株式会社テックというところが、建設会社があるんですが、そのエリアになります。

最後に9ページは本米崎の上宮寺のところから西側に入っていった宅地の部分で、実際には家が1軒建っているだけのところなんですけど、ここも図上からは確認できました。

それでは、表に戻っていただければと思います。

6番、公表方法としましては、市のホームページとか建築課の窓口これを備えつけるということを考えております。

今後のスケジュールとしましては、実は先日、自治会のほうには、自治会長にちょっと集まっていたいて、説明会に行ってきたんですが、そこではいろんなご意見をいただきました。まず、今回のこの目的は何か。それでこれは国の指針に基づいて、先ほど説明の目的の中で、大規模地震が発生したときにそれをできるだけ予防しましょう、それから、日ごろの防災意識を持っていただきたいということから、国のほうとしては公表してくださいというのをしているんですが、やっぱり場所によっては公表されるリスクもあるでしょうと。それから、今後この調査した結果をもってどのように進めるのか。実際のところまだ未確定のところが多々あります。我々もこの段階で公表するには非常に慎重にならざるを得ないなと思って、事前に自治会長のほうに説明に伺ったんですけども、やはり同じような思いを持っております。

我々ができる範囲というのは、あくまで調査をして、その調査結果を表に出す。ただ、その後のフォローアップというのがまだ未確定の段階で、ただ住民に危険ですよ、危険ですよというものを知らしめるということに対しては、やはり皆さん同意見のところがありまして、実は予定でこの後4月以降に公表予定を今考えていたんですが、地元の自治会、それから住民の方の理解を得ない限り、余り早急に公表するということはいかが

なものかということで、本日お手元に、これ報告に当りましては、自治会長に説明する前に決定していたものですから、できれば、申しわけないんですけども、まだ公表には至れないということなので、こちらのほうの資料につきましては、お手元のほうにとどめ置きしていただければと思います。

以上、説明を終わりにさせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

花島委員 大規模盛土造成地マップなんですけど、趣旨はわかるんですけど、幾つか質問があります。1つは、これは図面上とか写真上で見て判断しているだけですよ、それも大規模なもの。もっと小さいものも多分あるんで、そういうものをどう考えているかということ、それは、これはこれでしょうけれどもね、その先で考えているかをまずはお聞きしたい。

建築課長 確かにこの大規模盛土という名称のとおり、これがその大規模に盛り土したところというのは、どうしても滑動崩落のリスクがある。それが崩れたときに、例えば避難通路をふさいでしまったり、それから多くの人命とか財産を失うおそれがあるということで、いろんなところにその被害が及ぶだろうということを事前にまず防ぎましょう。でするので、この3,000平米という基準もかなり大きい部分だと思うんです。こういう話を私のほうがしていいかわからないですけども、個別案件ではなくて、大規模に起きたときに社会影響がどうなるかというところを今回の大規模盛土造成地マップの事業としてはなっているんだと思うんです。個別の案件に関しましては、はっきりは申しあげられないんですけど、やはり個別の問題は個別で解決してください。大規模になることで、その外のところへの影響を防ぎましょうということだと思うんです、私は。でするので、1宅地1宅地という個別の案件についての調査というのは、この事業の趣旨とはちょっと違うものですから、そちらに関しては、ちょっと私のほうではどのような形になっていくかはわからないというのが実情でございます。

以上でございます。

花島委員 この事業に関してはそうだとすることはわかります。要するに大きな被害が起り得るというわけで、外に被害は起こらないと言っているわけじゃないわけですよ。それはわかるんですけど、この事業とは別に災害防止という観点からどう考えているかちょっとお聞きしたかったんです。

建築課長 まことに申しわけないんですけども、まず我々の建築部門で担っているというのは、まず通常だと、我々のほうは事業としてふだんやっている開発行為の技術基準にのっとって指導しているという立場がありまして、県のほうもそちらの流れで、建築指導課のほうから流れてきているものです。はっきり申しあげて、これだけのものという、通常土木的な技術の部門だと思われまので、なかなかそちらに関しての知識は我々もち

よっと持ち合せないところもありまして、国のほうの細かい指示が来ないとなんとも動きようがないというのが実情です。今のところ個別の案件に対するというのをこの事業以外で考えているかという、我々の持っている情報の中ではございません。

以上でございます。

花島委員 実は私も育ったところが、大規模宅地開発のすぐ脇で育ってまして、山の半分切り崩して、緩やかな斜面にしてというのをつくるのを見てきました。その中で、これは危険だというのはわかるんですよ。ただ、実際には造成の仕方によって大分変りますよね。ただ土をどろどろと乗せただけに近いものからしっかりおさまるようにしているか。その辺はまだこれ全く見ていないんですよ。

だから、例えば先ほどの市民の方、自治会ですか。懸念は、例えばこういう土地だよということと言われたら土地の価格みたいなね、価格とか評価が下がってしまうリスクとかあることを懸念しているのかなと思うんですよ。それに応えるためには、危険なものはやっぱり危険だと認識してもらわなければいけないし、実際には大規模造成でもある程度しっかりしているんだったら、それほど危険というふうな、今すぐ危険ではないということもわかってもらう必要があるから、もうちょっと深い調査というのかな、必要かなと思うんですが、その辺いかがにお考えでしょうか。

建築課長 まさしくおっしゃるとおりで、今回調査するに当たりまして、まずは先ほど、調査方法としては図上から全てやっております。実際現地へ行ったからといって、その造成ラインがはっきりするものではございませんので、あくまで図面しか、まず過去のデータからしかとれないと思うんです。それで、例えば開發行爲を起こしたところとか、例えば平野台団地に至っては、あそこは住宅供給公社がやっておりますので、監督管理の中で造成が進められておりますので、大規模な災害というのは考えづらいのかなと思います。

それではなくて、逆にそういう技術基準がないところに埋め立てられたところも同じように混在することは間違いないと思うんです。それは今後の事業として、国のほうも多分考えているのは、じゃあ、今回のまず、今は国のほうもとにかく調査をして公表しなさいというところに重きを置いています。その次の段階として、少し話が聞こえているのは、じゃあ、その中から今度は危険度のランクをつけて、現地もボーリングの調査をなささい、その程度の一部の補助は出しましょう。ただ、それをやったから、それで危険になったからといって、次にそれに対する工事費の補助金どうするんですかという問題まではらんでくるので、今の段階で、例えばボーリングだけをやって、じゃあ、次に何をやるかというのがまだ決まっていないということも、ちょっと私らも現地へ行って説明しづらいところもありまして。そこに関しては申しわけないです。まだ国のほうも、どんどん民地にお金をかけるというのは、今のところは余り考えていなくて、やっぱりそれは自己責任の範疇でそれを皆さん認識してくださいということまでというふ

うに私らも理解しておりますので、この続きに関しましては、ガイドラインとか補助金制度ができた場合、それでもやっぱり市のほうの負担も当然ふえますので、それは財政も含めていろいろ協議しないと、次のステップには進めないのかなと思っております。

以上でございます。

花島委員 最後ですけど、要するにその次のことも含めて、要するに国はとにかくこれを調べて公表しろと言っているわけで。だけれども、一方で公表するとなると、市民から上がっているような懸念のこともあるから、そうすると、その先のことを考えて公表するか、あるいは、そうも言っていられない、市民の心配に対してその先の準備がないからそうも言っていられませんという形で公表するか、どちらかで決断ですよ。その辺どうお考えですか。

建築課長 まさしくそのために自治会長の意見を聞きながら進めているところですので、やはり疑問点をまず何点かいただいております。それに対する答えがまだ用意できない状態でもありますので、それを持ってまた再度自治会のほうにちょっと当ててみて、機運がそれでいいだろうというふうになってから考えたいなと思っております。

特に集中して平野台のエリアには固まっているところもありますので、それ以外の部分はさほど大きな災害は起こり得ないかなと思うんですけれども、その辺は慎重にやりたいなと思っております。

以上でございます。

福田委員 今回の場合は、これは大規模ということですけども、いわゆるこの 3,000 平米以上、あるいは盛り土の高さが 5メートル以上ということですけども、それ以下の場合の盛り土の基準というのがあるでしょう。いわゆるこういう谷とか何かじゃなくて、平地で盛り土をする場合、そういう場合に、例えば 1メートル盛った場合、1メートル盛るのには当然、届出が必要でしょう。その場合に、例えば柵板の勾配、角度というのかな。それと、法面も何度とかそういう基準はあるでしょう。それはどういうふうになっていますか。

建築課長 これは個別のほうの話になりますと、我々がふだん仕事でやっている許認可事務の中で、盛り土の場合は 1メートル、切り土の場合は 2メートル以上は開発行為の技術基準に合せないといけない。それから一般宅地に関しましても 50センチ以上の盛り土がある場合の法面の押さえ方とか擁壁の計算書というのは、今は全部出していただいております。昔のものに関しましてはかなりの数がありますので、申しわけないですけども、今回のこの地図上から把握できるというのは、多分そこまでは把握しきれないところがありますので、個別の案件を今後どうするかというのは一つの課題だと思うんですが。

それとあと、3,000平米以下どうなんだという話になると、2,500平米のものも実際存在しております。昨年度の 1次調査をやり始めたとき、もうちょっとあと六、七カ所、準調査区域という、例えば 2,000平米以上から 3,000平米ぐらいまでの、今回の地図に

載っていないようなものも調査はしております。ただ、あくまで大規模の調査の中で行っていますので、今、委員さんおっしゃられた個別に関しては、今の許認可ではちゃんと指導はして、現地も確認して、検査済証もそうでなければおろさないというやり方をしているんですが、古いものに関しましては、次の何か行為を起こすときに許認可が絡んでくれば我々の指導の範囲になるのかなとは思いますが、なかなかそこまでは把握しきれないのが現状でございます。

福田委員 これは大規模というのは、那珂市で10カ所ぐらい、今回のこの資料を見る限りでは。それよりは、やっぱり、これは当然そういう基準というのがあるべきだと思うんですよ。ただ、この一般、本市内で例えば盛り土をしていろいろ造成するとか、そういうところの基準というのかな、実際にそういうことが今、監視というのはやっているんですか。それはね、業者いわゆる不動産業者なんか売りに出しているようなところも随分見受けられるんですよ。何の対応もしていない。いわゆる柵板もしていないし、ただ盛っただけと。その盛り土の高さが、多いところでは2メートル、そういうところ随分ありますよ。そういうところというのは建築課としてはどういう監視体制、またはそういうところを把握していますか。

建築課長 まず盛り土のみとなりますと、残土条例のほうがまず第一に来るところで、例えば宅造して売りに出すときに造成を先にやった場合は、我々のほうは許認可のほうでまず指導します。先ほど、現地盤までどれだけ盛ったかというのは、もう既に造成したものに関してはかなり厳しい指導をしているつもりなんです。ただ、宅地目的でない、造成だけ、ただ土を入れるだけとなりますと、これは残土条例のほうで、市のほうでいきますと、環境課のほうがそのことになっているのかなと思うんですが。

建築のほうではふだんのパトロールというよりも、申請に上がってきたときに当然基準に満たないような造成の仕方をしている場合は、もとに戻させたりもしております。ただ、全てではちょっとないのかもしれないんですが、そういう指導はしているつもりなんです。ただ、造成だけだとなかなか開発行為とか我々の所管する中で法律上とめることは、都市計画法でとめるのはかなり難しいと思われまますので、そちらは残土条例のほうで今進めているのかなというふうに考えております。

福田委員 業者が、元山林、ですから農地と違ってそれほど厳しくないですよ。そういうことで2メートル以上も盛っているところがあるんですよ。別に柵板しているわけでもない、勾配とっているわけでもない。勾配なんかとらなくたって、自然と雨が降れば流れ出るわね。自然と勾配というのはついちゃうんだよね、あれ。そういう、この基準があっても、そういうことがね、行政として目が届いていない。そういう地域というのは結構本市ではあるでしょう。どうですか。わかっていますか。

建築課長 全てはちょっと把握しきれないのが実情で、そういう通報をいただければ、先ほどの話と同じになってしまうんですが、まず最初に残土条例というのは、これは特に広域

になればなるほど、今言ったような土砂の流れとか排水の流れというのが問題になってきますので、そちらは環境課と連絡を取り合いながら進めて、現在もそういう形では進めているんですが、全てはちょっと把握しきれていないところもあるのかなとは思いますが、すみません。

福田委員 これ参考までに、非常に隣接の人が困っちゃっているんだ。今回これ委員会ですから、ちょっと横道へそれちゃいますけど、今この盛り土ということが出たから、これは兼ねて話を、質問をしているわけですから。

そこ五差路がありますね。五差路の農免道路を左に曲がって牧場があるでしょう、峯島牧場というのかな。あの隣、手前側です。あそこ見てみてくださいよ、2メートル以上ですよ、盛ってあるの。全然柵板もなければ何もない。それで売りに出しているんですよ、ちゃんと看板が出て、売り地として。あそこは3,000平米以上ですよ、3反歩どころじゃないですよ、もっとありますよ、面積的に。隣が牧場ですから、さほど影響がないのかなと思いますけど、やっぱりこれ基準があってやっているわけですから。あれなんかというのは、本当に野放し状態の盛り土ですよ、あれ。

これは委員会でね、そういうことを質問するのはいかがだと思いますけれども、この大規模というような盛り土の件が出ましたから、強いて言えますけれども、後でちょっとその辺もね、現地を見てみてください。

以上です。

委員長 外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時39分）

委員長 再開いたします。

農業委員会事務局が出席しております。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算（農業委員会事務局所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の根本です。以下2名が出席しています。よろしくお願いたします。

92ページをお開き願います。

款項目、本年度予算額の順にご説明いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費2,412万3,000円。

以上となります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午後 1 時 40 分）

再開（午後 1 時 41 分）

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席しております。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（商工観光課所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の浅野と申します。よろしくをお願いいたします。外 2 名が出席しております。

それでは、予算書のほうをお開き願います。103 ページをお開きください。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

まず 6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、本年度予算額 7,593 万 1,000 円。主に職員 10 名分の人件費になります。

続きまして、同じく 103 ページ下から 105 ページをお開きください。

2 目商工振興費、本年度予算額 4,733 万 2,000 円。こちらは 10 事業のうち企業立地促進事業を除く 9 事業が商工観光課の所管となっております。主に中小企業振興対策事業における自治金融信用保証料、市商工会への補助金、市の産品をブランドとして認証し PR、販路拡大を行う特産品ブランド化推進事業などになります。また、商工業者や創業を目指す方に対しての相談支援等を行うよろず相談事業につきましては、企業支援コーディネーターを 1 名から 2 名にふやしまして、体制を変えていきます。

続きまして、105 ページ中段から 109 ページをお開き願います。

3 目観光費、本年度予算額 1 億 4,087 万 3,000 円。主になかひまわりフェスティバル事業、八重桜まつり事業における委託料や開催の補助金、市観光協会への団体補助金、静峰ふるさと公園の管理事業など 13 事業となっております。

このうち静峰ふるさと公園魅力向上事業につきましては、桜の更新、正面入り口から管理棟までの通路のカラー舗装、水上ステージの改修等を予定してございます。また、曲がり屋の改修事業につきましては、平成 11 年の移築後初めてのかやぶき屋根のふきかえを行います。

減額となりました事業の主な理由としましては、本年度、清水洞の上整備事業において、木道とあずまやを整備しましたが、その工事請負費等の減、また、静峰ふるさと公園魅力向上事業における複合遊具、多目的トイレ等の工事終了によりまして、調査設計及び委託料と工事請負費の減が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

古川委員 104 ページの先ほど補正の中でもお聞きしたところなんですけど、がんばる商店街支援事業が先ほど 100 万円補正で減額していますよね。ということは、当初予算はそれ以上あったということだと思んですが、それで今回 50 万円の当初予算ということで、何か減額する理由があるのか。

それから、先ほどの産業祭もそうですけれども、290 万の当初予算があって二百十何万お使いになって七十何万減額したということなんですけど、これも 290 万から 260 万に当初予算が減額されていますけれども、この 2 つを減額した理由というのは何かございますか。

商工観光課長 まず、がんばる商店街の事業のほうの減額でございますけれども、こちらは先ほどもご説明したんですけれども、プラチナパスポートを今後那珂市商工会のほうで実施するというので、こちらのほうは予算の目途がついております。ただ、残り 50 万減にした部分につきましては、新たによろず相談事業の中の販路拡大支援のほうの事業に 50 万円の予算を移行しまして、商談会や展示会等に出展する商工業者への経費の補助等に加えて、厚く補助をしたいと思ひましてこちらに移行してございます。

あと、産業祭の件でございますけれども、産業祭につきましては、予算の中で使い切れない部分、残してしまう部分がありまして、そういったところを見越しまして減となっております。

古川委員 わかりました。

あと 2 点ほどちょっとあるんですけれども、107 ページ、八重桜まつり事業なんですけど、この八重桜まつり大渋滞はご承知のことと思ひますが、その対策は何か、この予算の中でもありますか。

商工観光課長 この予算の中ということでございますけれども、毎年シャトルバスを運行しまして、渋滞緩和のほうに役立てておるんですけれども。以前の一般質問のほうにもありましたけれども、その緩和策ということではないんですけれども、シャトルバスの運行経路を少し見直しまして、今回は瓜連支所のほうにも回るような形でシャトルバスを回して、少しでも個人の車の出入りが少なくなるように、そういった工夫をするように今回考えております。

古川委員 瓜連支所ということは、渋滞する方角ですよ、支所そのものが。じゃなくて、例

えば向こうの何でしたか、大川精螺でしたか、あちら側から来るような方法というのは考えられないんですか。

商工観光課長 そちらのほうにつきましても、ちょっとまだ検討中なんですけれども、那珂総合公園を発着場所にしまして、そういったことで、そちらのほうからのバスを運行することも今後ちょっと検討したいということで、事務局のほうでは考えてございます。

古川委員 じゃ、それは、この当初予算には見ていないということですか。

商工観光課長 今のところは入ってございません。

古川委員 じゃ、すみません、もう一つだけ。108 ページの一の関溜池公園管理事業なんですけど、ここに載っている 13 番委託料の施設管理というのは、これは曲がり屋の施設管理のことですよ。

商工観光課長 こちらは緑化管理が主なものになってございます。すみません、施設管理。こちらはシルバー人材センターに委託しております管理人の方の経費になっております。

古川委員 ですから、曲がり屋の施設管理費ですよ。

商工観光課長 はい、曲がり屋の施設管理になっております。

古川委員 それでちょっと1つ確認をしたいんですけど、聞くところによると、あそこの曲がり屋は月曜日休館ですよ。それで、正月休みのことを言っているのかどうか、あそこ休館にしていますよね、曲がり屋をね。ところが、それでも何かあけてくれというのを商工観光課のほうに指示されたとかいう話。なぜなのかと。つまり白鳥に餌をやらなければいけないから、あそこをあけて餌をとってということ、観光客ももしかしてね、正月休みとはいえ来るかもしれないということで、あけてくれみたいな話のようなんですが。そういうことで、餌やりのためだけではないのかもしれないかもしれませんが、聞いた話なんです、それだけで1日あけておくということをしているにもかかわらず、例えば今やっている、あれ終わったんですか、つるしびなまつり、ああいうものでは月曜そのまま休館ですよ。

その辺のこう何か、あけてほしいときにあけないで、あけなくてもいいんじゃないかというときにあけたりするような、何か実態があるようなんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

商工観光課長 昨年そういったご意見もございまして、曲がり屋の管理、年末年始のお休みでございまして、通常よりも長く休みをとりまして、31日から1月3日までのお休みということにしまして、昨年度暮れから今年のお正月にかけて対応したところでございます。

古川委員 じゃ、あわせてつるしびなまつりのときなんかはあけられないのかという話を。貸せないのかということですね。

商工観光課長 つるしびなの期間中の月曜日については、現在開館はしております、あけております。

古川委員 じゃあ、先ほどの白鳥の餌をやるためにあけていたということなんですが、今はどうしているんですか、それ。

商工観光課長 今お話しした、お休みの期間中は白鳥の餌やり等はやってごさいません。

古川委員 やっていないんだ。そうですか。

そもそも白鳥の餌やりというのは誰の仕事なんですか、市ですか。

商工観光課長 白鳥も重要な観光資源ということで、市として飛来した際には面倒を見ているということでごさいます。

古川委員 じゃ、正月は来ていないということなんですね。

商工観光課長 正月は来ていないということではないんですけども、やはり曲がり屋の管理人さんのお話もありましたので、そういったことで対応した結果、今回の年末年始のお休み等については餌やりの対応ができなかったというところでごさいます。

古川委員 誰の仕事かはいとしても、市民の方をお願いしたっていいと思っているんですよ。例えばここに置いておくから、朝と晩、もし可能であればやっていただけないかというようなことでお願いができれば、シルバーの方がお休みするということは、委託料を安く済ませるということですよ、そういうことにもなりますね。そういうことでちょっと考えていただいて、お願いしたいなというふうに思いますんで、一応要望として。

委員長 外ごさいますか。

大和田委員 静峰ふるさと公園魅力向上事業なんですけれども、いつまでやるんですか。いつまでやるというと、工事完了。というのも八重桜まつりがあって、どんなふうやっていくのかなと思ひまして。

商工観光課長 現在、静峰ふるさと公園において、魅力向上ということで、今年度は遊具の整備等をしまして、次年度からは一層交流人口を凶るような施策をとっていきたいということで考えてごさいます。今後は桜の更新等もごさいまして、老木化した桜の更新等を順次計画的に行っていくということで考えておりますので、もう数年は更新も含めまして、改修等も行いまして、入れかえですか、しまして、一層魅力向上が凶られるように計画を進めてまいりますので、もうしばらくこの向上事業としては続けてまいりたいということで考えております。

大和田委員 じゃあ、お祭りのときは工事中で開くみたいな感じですか。

商工観光課長 祭り期間中につきましては、影響のないように整備するというところで考えております。

大和田委員 ちょっとあと1点だけ。また私も勉強不足で、108 ページの下、地域資源共同調査研究事業520万というのは具体的には何をされる事業ですか。

商工観光課長 今回、観光振興に寄与する地域資源の掘り起こしと、あと活用に関する調査研究を行いまして、調査分析、マーケティング等を行いながら、この結果をもとにさらなる交流人口増につなげていきたいということで取り組むものごさいます。

大和田委員 これは誰がどうやるんですか。

商工観光課長 共同研究事業というところですので、相手方、一般財団法人地方自治研究機構というところと市の職員、共同で研究をしていきたいということで予算をとっております。地方自治研究機構でございます。

委員長 大和田委員、よろしいですか。

外ございますか。

副委員長 何点かお聞きしたいんですけれども、まず、下江戸のトイレなんですけれども、今、下江戸の川原入れないですよ。観光費として取るのはいかがなものかと思うんですけれども。ごめんなさい、105 ページです。

商工観光課長 こちらにつきましては、地元のほうからもまだ継続したい、撤去してほしくないという要望等があるということで残しておるところでございます。

副委員長 であれば、あそこは開放すべきだと思うんですけれども。観光じゃないですよ、だって、それトイレの目的が。地元の人が使いたいからということになっていますよね。

商工観光課長 なかなか難しいご質問なんですけれども。いろいろ問題がありまして、閉鎖しちゃったという経緯は聞いてございますけれども、やはり地元としては、トイレとしては活用したいというところだと思うんですけれども。その辺についてはちょっと難しい問題なので、今後また検討をして、地元と話し合いたいと思います。

副委員長 商工観光課としてはどうなんですか。商工観光に役立っているという認識はございますか。

商工観光課長 現在、副委員長さんがおっしゃるとおり閉鎖していると、観光的な目的ではないのかなということでは考えてございます。

副委員長 なので、ぜひもう一度、下江戸、結構人来ていましたので、できればあけていただきたいというふうに思います。

あと、観光協会 350 万、106 ページですね。これ観光協会の会長は相変らず市長だと思うんですけれども、外の、要は社協とかシルバーとかは市長が会長をやると利益相反になるということで、おやめになられたというふうに聞いているんですが、観光協会はこのまま市長が会長のまま行かれるということで、問題はないんでしょうか。

商工観光課長 現在のところ市長がこのままということで、今のところ話は特に、代るという話では進んでおりませんので、引き続き市長にお願いしたいということで今のところ考えてございます。

副委員長 それは利益相反にはならないんですか。

商工観光課長 事務局としましてはならないという判断で行っております。

副市長 今のその件は、前にも一般質問か出ていたかと思いますが、市長としては、適任者がいればいつでも言ってほしいということは言っていますんで、それで、その利益相反という、観光協会そのものが利益を生み出す協会ではないんで、そこは全然問題

ないと思いますけれども、適任者がいれば本来は違った方のほうがいいかとは思いますがね。

副委員長 観光協会は黒字でしたよね、静峰ふるさと公園の駐車場収入と商品の売り上げとで、利益は出ていたと思うんですけれども。利益を生み出す団体ではないということはないと思うんですよね。

副市長 だったら、市から 350 万の補助をする必要はないでしょう。やっていけないから市から補助を出しているわけで、そういうことですよ。

副委員長 あと、同じ理屈で産業祭、これ補助金扱いで出しているんですけれども、主催者はどちらですか。

商工観光課長 主催者は那珂市でございます。

副委員長 那珂市が主催者で那珂市に補助金という名目を出したんですか。

商工観光課長 すみません、主催者のほうにつきましては、実行委員会を設けまして、それで立ち上げております。

副委員長 そうすると、実行委員会の役員はどういった方になられるんですか。

商工観光課長 商工会の事務局長、また商工会の青年部、あと農協さん……

委員長 では、担当、お願いします。

商工観光課長 商工会の部会の会長、それから農協、商工会の副会長、そういった方たちに代表で出ていただいております。

副委員長 わかりました。

委員長 外ございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

再開を 14 時 10 分といたします。

休憩（午後 2 時 00 分）

再開（午後 2 時 13 分）

委員長 再開いたします。

農政課が出席しております。

議案第 11 号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

農政課長 農政課長の平野です。外 3 名が出席しております。よろしく願いいたします。

議案書の 55 ページをお願いいたします。

議案第 11 号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

余暇活用施設「しどりの湯保養センター」の設置及び管理に関する条例が平成 26 年 4 月 1 日付で廃止されているため、那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例に規定のある当該条文を削除するものでございます。

次のページをお開きください。

56 ページが改正条文、次の 57、58 ページが改正に当る別表の新旧対照表となります。

59 ページをごらんください。

改正本文の中、別表でございます。

この別表の中に 8 番、余暇活用施設「しどりの湯保養センター」の設置及び管理に関する条例、こちらが規定されてございました。これを削るとともに、後の 9 から 19 までを 1 項ずつ繰り上げる、そういう内容でございます。

改正の施行期日でございますが、公布の日からの施行としております。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（農政課所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

農政課長 予算書 93 ページをお願いいたします。

款項目、本年度予算の順に読みあげてまいります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費 1 億 5,815 万 1,000 円、こちらは農業委員会と農政課職員の人件費となります。

94 ページをお願いいたします。

3目農業振興費 6,853万6,000円です。94ページから98ページまでの15事業となります。増減の主なものとしては、95ページ下になりますが、しどりの里管理事業、こちらがこの春からレストスペースとしてあくことに伴う光熱費及びシルバーの施設管理費の委託の増によるものになります。

98ページをお願いいたします。

4目畜産業費 82万7,000円、51万6,000円の増です。

同じく98ページの中ほど、5目農地費 2億600万1,000円、944万9,000円の増です。こちらは98ページから100ページまでの事業のうち、農政課分の事業といたしましては、湛水防除施設維持管理事業を除く5事業分となります。この予算額は1億9,820万1,000円となります。

102ページをお願いいたします。

8目経営所得安定対策費 6,893万3,000円、105万6,000円の増になります。

同じ102ページの中ほどより下、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業費 19万9,000円。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

福田委員 98ページのまちづくりアドバイザーというのはどういう事業ですか、これ。

農政課長補佐 こちら芳野農振総という県営事業の圃場整備、ハード面、ソフト面両方あわせた整備をやっているんですけども、その中で地域との交流の中で、水環境整備とか、そういった中で茨城生物の会のご協力をいただきまして、地域の子ども会とかあわせて夏休み等、そういう植物観察会を行った際に、その生物の会の方に来ていただくアドバイザーという形になります。

福田委員 これは何人ぐらいでやっているんですか。

農政課長補佐 毎年毎年いろんな植物園を使ったりとか、ため池でいろいろ昆虫観察をやったりとかしているんですけども、記憶の中では大体80名前後が参加されるというふうに思っております。

福田委員 その効果というのはどうなんですか。目に見えない。

農政課長補佐 地域地域の自然とか農村環境というものを、小さいときからその自然を大切にするとところの勉強を皆さんとしておりますので、目に見えないというか、やっぱり地域を愛するというふうな形での講義になっております。

委員長 よろしいですか。

福田委員 何となくわかりました。

耕作放棄地、これは農業委員会になるのか。

農政課長 耕作放棄地につきましては、基本的には農業委員会のほうで所管している内容にな

りますが、その対策につきましては農政課のほうの担い手さんとかですね、一緒に共同して取り組んでいるというような内容になります。

福田委員 それじゃ、ちょっとお尋ねしますが、耕作放棄地、放棄地というのは、放棄されてどれぐらいの年月がたてば放棄地なんですか。

委員長 どなたが答弁されますか。

福田委員 放棄されて何年ぐらいで。それはね、なぜそういう質問するかというと、これは予算審議ですから、予算を組んで検討していただきたく、これ質問するんですけども、放棄されて5年ぐらいたてば、もう必ず荒れていますよ。そうすると、いつになつたって農地は農地かもわかりませんが、いわゆる農地として復帰できないような、いわゆるこの我々の言葉から言うと、放棄地じゃなくて不農地ですよ。農地、不農地の区分というのは、いわゆる農政課としてはどういう見きわめをしていますかね。

やはりそれは、なぜそういう質問をするかということ、もう農地として復帰できないようなところに対するの対応、そういうこととこのをしないということ、これからどんどんそういう荒れ放題のところが増えてくる、そういうことが懸念される意味で、私はお尋ねをしているわけなんです。これ数字的なことで恐縮ですけども。

農政課長 年数が何年たてばというところはちょっと把握はしていないんですが、再生の利用が困難な農地、非農地というものに該当する土地についての質問だというふうに理解してお答えをいたします。

再生利用が困難な農地というような判断に至るまでにつきましては、農地のパトロールというものを毎年夏の前後に実施しておりますけれども、現地のほうに農業委員会、それと推進委員、担当職員等々がチームを組みまして、現地を見て回るというのを農業委員会のほうの主導で行っております。その現地の状況で、作付が行われていない、相当程度の荒れが見られる等々の調査を経て、何段階かの利用状況の判定が行われた後に、この非農地というような判断がされて、今後の復元とか耕作の継続というのが見込めないというような状態と判断した場合には、対象の所有者、地権者等々に対して通知を行ってというような、農地法の通知ですかね、農地法に基づく通知がされることとなります。

最終的にそういうような勧告とか、そういう対象になった農地につきましては、余り詳しくはないんですけども、回答がないとか、意向の表明が見られない、そういうような状態になったときには、農地法に基づく対応というような、そこから先の法律に基づく対応がされるというふうに伺っております。

福田委員 そうすると、本当に復帰できないような農地と復帰できる可能性がある農地、その色分けというのは把握していますか。

農政課長 あくまでも農地の統計上の内容で私たちも把握はしているんですけども、平成29年度のデータでいいますと、耕作放棄地とされたのが153ヘクタールというような内

容になっております。筆数にして 2,000 から。筆数ですので面積の差はありますけれども、そのぐらいの数が、そして面積が、遊休農地、いわゆる耕作放棄地かどうかのグレーなところだと思うんですけれども、そういう扱いになっているということでございます。

福田委員 そうすると、その 153 ヘクタール、その中でこれが放棄地でしょう。

農政課長 法律上の区分の仕方、統計上の区分の仕方というのは幾つかあると思うんですけれども、遊休農地という呼び方をしたり、管理されて作付がいつでも可能な状況というものはこれには含まれないということですので、相当程度耕作がされていない状態かなというふうには理解をしております。

福田委員 ですから、その中で原状復帰ができないようなところというのは全くわかっていない、どのぐらいあるかというのはわかっていない、農政課としては。

農政課長 こちらのほうでつかんでいる数字としては 46 ヘクタールが原野化していると、野生化しているというものとして捉えております。

福田委員 そうすると、その 46 ヘクタールに対して、農政課としてはどういう考えを持っているのか。それに対して予算化をしていくかしていないかというのをお尋ねしたいと思います。

農政課長 遊休農地、耕作が本当に難しいというところ以外のもの、現状を守るという、少しでも維持していこうというところでは、中間管理を利用したものがございます。1反歩当り 5年間で 5万円というような報奨がつく事業がございまして、これに手を挙げていただいた担い手さんですかね、地域の担い手さんが耕作を開始した場合につく交付金なんですけど、こちらの周知を進めておりますけれども、5年間かけて、そこで耕作してなんらかの作物を植えられるようになっていただくという制度がございます。

福田委員 ですから、5年で 5万円ということは 1年で 1万円ですよ。1万円ですね、どれぐらい荒れているかによっては、それは格差があると思いますけれども、やはりそういう面に対して、そういう事業に対して予算化をしていく。いわゆるそれはなぜかという、どんどんそういう放棄地以外の、今言った 46 ヘクタールというのはこれからどんどんふえるわけですから、これ目に見えてふえるというのは農政課でもわかっていますね。それに対して今後どういう対応をしていくのかということに対して、この予算化をして、その事業に取り組んでいく、これが大事だと思うんですよ。そういうことにもうちよつとやっぱり担当部署として予算化を図って、そしてそれに対応していく。じゃなかったら、どんどん後追い状態になっていくんじゃないですか。

答弁は結構ですけれど、ひとつそういうことでね、そういう対応に対して前向きに検討してくださいよ。お願いします。

委員長 外ございますか。

大和田委員 ちょっと前に戻りますが、94 ページなんですけど、イノシシ等被害防止対策事

業 30 万円とあるんですけれども、これだけというのと、多面的を使っているのかなとは思いますが、これだけしか予算化されていないのかなと。

農政課長 こちらイノシシのほうの対策につきましては、捕獲隊のほうに年間、捕獲隊という団体ですかね、そちらのほうに 120 万円ほどの委託費並びに……

（「別で」と呼ぶ声あり）

農政課長 別で活動費の手当をしているという状況でございます。

以上です。

大和田委員 では、この 30 万円は何ですか。

委員長 どなたが答弁されますか。

農政課長 申しわけありません。こちらのほうは補助金になりまして、電気柵の設置者に対しての補助金になります、団体ではなくて。個人が申請してくるものがございますが、電気柵ですね。こちらになります。

以上です。

大和田委員 どちらにしてもこれ被害がね、各議員も何か一般質問しているようではございますけれども、これだけしかないというのもどうかというのがありますけど、今後はどうお考えかなというのを。

農政課長 この金額でございますけれども、当然ながら利用されて設置される方の負担もございます。そちらのほうで足りないというような状況にはなってございませんが、基本的にはイノシシの全体数が減らないことには、電気柵以外の田畑のほうにイノシシの被害が回るだけというような状況ですので、捕獲隊のほうで現在頑張っていただいて、全体の個体数の調整のほうで被害全体を減らすという活動を現在は推進してございます。

もちろん利用される方の問い合わせ等には十分この電気柵の補助のことについてはお伝えもしておりますし、希望される方にはそれをつけていただくということでございます。

大和田委員 何か全国的な話だと思うし、捕らえるほうも高齢化とか、後継者がいないと思えますので、何か対策というのと。95 ページ、ちょっと外に移るんですけれども、しどりの里管理事業が農業振興費というのは、何か似たような話、なぜというところなんです。

委員長 その理由ですね。

農政課長 これも平成の初めのころなんですけど、農水の補助、ウルグアイラウンド対策費を入れて設置した施設というところで、現在こちらの農政課所管ということで、当分の間という扱いになってございます。

以上です。

大和田委員 では、ちょっとまた外に、あと二、三点なんですけれども。

97 ページ、6 次産業化推進事業ということで、米ゲルを大分、私も中央公民館とかでいただいたりしたんですけれども。どうですか、推進されているのかなというのがちょ

っと気になって……

農政課長 米ゲルにつきましては、昨年度後半からパスタのほうにご利用いただく事業者の方が、こちらでやってくれというのを強く推したわけではないんですけれども、試したところ非常に品質がいいと、食感がいいというところで使い始めていただいております。いろいろな場で、その方ご自身がマネキンというんですか、クッキングですかね、実際に目の前で食事を供してくれるというところで好評を博しております。かなり使う量も多いというようには聞いてございますので、今後広がっていただくことを期待しております。

大和田委員 では、広がっていったら、これは那珂市独自のですか、それで、それが広がっていったら、市には何か返ってくるものはあるのかなと。

農政課長 この方は、販路は東京、神奈川も含めて広範囲、県内のかなり広範囲のところに商品を卸していらっしゃる方ですので、那珂市の特産という形を超えてくるのかなというふうにも、もちろん那珂市の米ゲルのマークはつけて売っていただいているんですが。PRはするけれども、事業展開は事業者さんのほうがどんどん進めていっているというふうな形でございます。こちらに何かロイヤリティーが入るとか、そういうようなものではなく、当初の狙いどおり事業と米ゲルの橋渡しを市ができたというふうな形になってございます。

以上です。

大和田委員 わかりました。

あとですけれども、99 ページの農地費の多面的機能支払交付金 3,040 万円ですか、これは件数はどのぐらい、昨年の実績でも構わないんですけど。

農政課長 現在、那珂市の農地の4割ぐらいになります。23 団体が取り組んでいただいております。面積にしまして、平成 30 年度は 918 ヘクタールになる予定でございます。市のほうの事業費総額としては 760 万円になる予定でございます。

以上です。

大和田委員 わかりました。

あと、最後になるんですけども、今、農政課でよく何々マルシェじゃなくて……

(「曲がり屋マルシェ」と呼ぶ声あり)

大和田委員 曲がり屋マルシェとかマッチングフェアとか、これはどの予算に入っているんですか。

農政課長 曲がり屋マルシェにつきましては、フェルミエ那珂さんがメインで会費を集めての事業ですので、私たちは汗をかくという形で、予算的には団体さんの手弁当で皆さんいらしているの、こちらで出店費を出しているわけではないと。

マッチングフェアにつきましては、6次産業化の推進事業ですね、こちらのほうになりますが、基本的には皆さん、サンプルというのはご自身負担ということでお持ちになっ

ていますので、買い取りというのは基本的にはないということになりますので。こちらでも会場の設営のお手伝いとかをしているというようなものが中心になります。

以上です。

大和田委員 市外業者から大分マッチングを受けているという話を聞いているものですから、すばらしい事業だなと思っていますので、今後も続けていただけたらと思います。

以上です。

委員長 外はございますか。

古川委員 94 ページの、先ほど大和田委員が質問しましたイノシシの被害防止対策事業のところになるかと思うんですが、そもそも那珂市にはイノシシは何頭いるんですか。

農政課長 申しわけありません。これは県も含めてなんですが、統計的なものがイノシシというのがとられていないということで、こちらから問い合わせたことはあるんですが、数字についての返答はございませんでした。

古川委員 ごめんなさい、つまらない質問をしました。

例えばどの辺にどのぐらい出没しているとか、どの辺で何頭ぐらいあれして被害を受けたとか、何かそういうマップみたいなものというのはないんですかね。

農政課長 被害につきましては、主に、我々も通報があつて、現地の確認をしてくれというようなどころがあつて把握しているところでは、大きくは静の中心ですね、あとは戸多です。あのかいわいが捕獲も含めてですけれども、中心的な被害及び捕獲場所ということになります。一部、額田あたりで散発的に通報を受けて現地の確認に行くということもございますけれども、捕獲に至ったところはございません。

以上です。

古川委員 先ほど聞いたマップのようなものはないんですか。というのは、それをとり続けていけば、例えば今年度はこの辺に多く出たよと、次の年はこっちのほうに多く出たよと、いうことは、こういうふうに移動しているんじゃないかとか、何かそういうあれが、考え方になって、捕獲にしても対策が有効にできるんじゃないかなというんですけれども、そういうのはやっていないんですか。

農政課長 捕獲箇所地図へのプロットというものではございますので、点として那珂市の地図のところに捕獲箇所の点が多数プロットしたものはございますので、そちらのほうについてはごらんいただけるようになります。

古川委員 もう一つ、このイノシシに関しては、農政課と環境課でも何かかかわっていますよね。どういう線引きなんですか。

農政課長 かつては環境課のほうで対応していたという経緯がございます。農作物の被害対策ということで、イノシシについては農政でというような対応になったというのが過去の経緯でございます。

古川委員 最近ですよ、それね。少なくとも2年ぐらい前までは両方やっていたと思うんで

すけれども。

農政課長 ちょっと定かではないんですが、平成 24 年かそのあたりだったのかなど。平成 24、25 年あたりで農政課主体でこの事業をやるということになったかと思います。

古川委員 もう 1 件です。95 ページの、これも先ほど大和田委員が質問しました、しどりの里の管理事業なんですけど、このしどりの里というのは、これこの後、しどりの湯についての進捗状況のご説明、この後あると思いますが、しどりの里はまだ検討中ですよ、決定じゃないですよ。ということは、予算書のここにしどりの里管理事業と入れちゃっても問題はないんですか。というのは、当然正式にしどりの里という名称になれば、設管条例とか、先ほどしどりの湯の保養センターを暴力団等排除に関する条例から削除しましたよね。そうしたら、今度は逆にこれしどりの里が決定になれば、先ほどのやつ条例に追加するとか、設管条例つくるとかということになりますよね。だから、今検討中なのにこれ予算書というのはこうやって出ちゃってもいいんですけど。

農政課長 旧しどりの湯管理事業という名称でこれまで維持管理の経費を載せてございました。当然ながらお湯は使わないという決定がなされて廃止になった経緯がございまして、静峰ふるさと公園の利用者に案内をする呼称というんでしょうか、表記が必要になるというのは昨年からの皆さんの口が上がっていたところでございます。どのような名称がいいのかというような話がございまして、これまでの経緯のほうを、設立当初の事情を知る方とかに当たっていたのが昨年中でございまして、その中で、これはもともと今の名称に直る前というのはしどりの里ということで設立当初からずっと来ていて、合併のときに現在の保養施設の名前がついてなくなってしまったけれども、それは何ていう名前なんだったかと逆に言われて、皆さんしどりの里とおっしゃっていらしたというところがございまして、表記の仕方はそういうような仕方にしたいというのと、あと、将来的には公園の施設としての一体管理をというお話が皆さん求められておりますし、こちらの執行部のほうでも共通の認識だというふうに聞いております。

その際になったときに、公園の、今回暴力団の条例のほうは、公園のほうは既に 1 項目として掲示されてございますので、その中にある施設について個別に出して表示する必要は、当面の間はないだろうと。利用を制限する、これは条例なものですから、公園自体が利用できないものとなれば、中にあるレストスペースですか、休憩施設についても一体となっただろうものだろうという判断をしまして、設管条例というのは現在のところ個別に出す考えはなく進んでおります。

もちろん利用の形態が変わって、有料施設として特定の人に利用させるとか、そういうようなことになった場合には、管理条例なりが必要になってくるだろうというふうには判断できると思うんですけども、現時点では公園の中の一施設として次第になじんでいっていただきたいという考えでおります。

名前につきましては、そういう地元のほうの会合のほうに私たちも投げかけまして、し

どりの名称として、従来の名前というのはどういう感触ですかというお話を聞きましたら、別に違和感がないというお話も聞きましたし、先日、入り口の看板のほうを変えなければいけないだろうということで外したのを見ましたら、裏側がしどりの里というのを裏返して使って、しどりの湯センターになっていたというのもわかりまして、もとの名前に戻るといって当面案内のほうをしたいというのが担当課のほうで考えた次第でございます。

以上です。

委員長 すみません、これはこの後のしどりの湯の説明があるんですね。

古川委員 ですから、今予算の話なんです。予算書に、この検討中のしどりの里という言葉を使っていいんでしょうかということなんですけれども、一言で言うと。昔はこうだったじゃなくて、まだ検討中ですもんね。

農政課長 今後しどりの里として管理事業のほうの予算を、運用を計上していくということで、新しい名称ということで計上して載せて表記した次第でございます。

古川委員 では、将来の話でも、まだ検討中であっても、別に予算書上は問題ないということなんですか。

農政課長 予算を審議していただく上でなんらかの表記は必要ですので、仮という形の表記でなく、今回はしどりの里という表記をした次第でございます。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

副委員長 94 ページなんですけれども、農業振興事務費の負担金の中で、ジェトロ茨城貿易情報センターに5万円支出されているんですけれども、出資されるのは結構なんですけれども、那珂市の野菜というか農産物は海外に行っているんですか。

農政課長 野菜についてはこれからだとは思いますが、米の輸出協議会とか、既に那珂市の米が海外、サンフランシスコですか、あちらのほうに輸出されているというのは既に新聞報道等でごらんになったことと思いますが、ジェトロ茨城貿易情報センターのほうでのこの海外輸出の考え方というのは、具体のもので成約したものというのはまだございませんが、会合等に我々も情報の収集に行くというのが昨年から今年にかけて始まっているところでございます。

以上です。

副委員長 ということは、これから出荷というか、輸出していくということなんですか。

農政課長 輸出につながればいいというのが今のところで、どういうものがというのを、この情報をジェトロ茨城貿易情報センターのほうからいただきたいというところの事務でございまして。

副委員長 わかりました。

委員長 外ございますか。

(なし)

委員長 外になければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 34 号 茨城北農業共済事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

農政課長 議案書 121 ページをお願いいたします。

議案第 34 号 茨城北農業共済事務組合同規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、茨城北農業共済事務組合同規約を別紙のとおり変更するものとする。

提案理由。

農業災害補償法の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、茨城北農業共済事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

123 ページは新旧対照表でございます。

次のページ、124 ページが規約の概要でございます。

改正の概要につきましては、農業災害補償法という名称が国会を通りまして、農業保険法という名称に変更になります。この共同処理する事務に全国連合会から委託を受けて行う農業経営収入保険事業に関する事務を追加ということでございますが、具体的には共済の制度、これまでもございました。特定の品目について個別にかけていた減収分の補填の共済制度でございますけれども、この農業保険法におきまして、基本的には品目の限定はなくて、農業経営全体の収入減収、こちらのほうを補填するという制度でございます。例えば自然災害、もしくは経済状況、価格暴落ですね、そういうような事態が発生したときに収入の減少分を補填するという制度でございます。

この加入の要件でございますけれども、基本的には青色申告等々で年間の収入について把握できるものを持っている農業者さんということになります。

平成 30 年 4 月 1 日から施行するということになってございますが、この秋から加入が始まり、来年の 1 月から算定の基準年ということになります。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 34 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、旧しどりの湯についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

農政課長 常任委員会資料 17 ページをお願いいたします。

旧しどりの湯につきまして、この 4 月にレストスペースとしてオープンするために改修を続けてまいりました。2 月に当初予定したものが終わりましたので、今回、進捗の状況についてご報告をするものでございます。

資料の中の 1、活用方法でございます。

1 番目、サポート機能、休憩施設の状況につきましては、次の 2、改修内容の項目のほうで説明をいたします。

2 番目、那珂市野菜や特産品等の情報の発信につきましては、展示パネル、こちらのほうを利用するのを基本としていますが、こちらのパネルについては今週、搬入・設置の予定でございますので、その後に展示物のほうの設置のほうを始めたいと思います。

また、にぎわいづくりにつきましては、今後関係先への協力の依頼や企画を練ってまいります。

3 番目のグラウンド・ゴルフの受け付けにつきましては、5 月からの実施となります。

2、改修内容のご説明をいたします。

こちらは追加配付をいたしました図面、A 4 の横になりますが、カラー刷りのものです。こちらを使いながら説明いたします。

1 番目、大広間のクロス、ふすま、障子の張りかえを行いました。図面につきましては①、上のほうの部分でございます。写真につきましては左側の写真、大広間、広間の奥からデッキ方向へ撮影したものでございます。

2 番目、デッキの張りかえとスロープの設置でのバリアフリー化でございます。図面では①の下の部分になります。写真におきましては中央、南側の園路から撮影したものでございます。

3 番目、大広間に出入り口を設置し、公園から容易に来場できるようになりました。図面では①の部分でございます。写真は右側でございまして、室内にフローリングの場所を設けまして、デッキ方向へ撮影したものでございます。

4 番目、シャワー機能つきトイレの設置でございます。図面におきましては③の部分になります。洋式トイレの便座部分をシャワー機能つきのものに設置をいたしました。写

真のほうはございません。

写真の下、3、利用についてでございます。

基本無料でございます。施設の管理にはシルバー人材センターの委託の管理人を常駐させることとしております。

その下、4、名称でございます。

先ほども説明いたしました、これまで旧しどりの湯保養センターで呼んでおりましたけれども、お湯を使いませんので、設立当初から地元で親しまれていたしどりの里を名称として使用したいということでございます。

下の5、オープンの時期でございます。

平成30年4月中、消防設備の整備が終り次第というふうにしております。

説明については以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

古川委員 このA4横の図面で、入浴できる場所です。ボイラーがあると、これ改修なしということですが、ここは使わないということですよ。そのままにしておくということですか。

農政課長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

外ございますか。

(なし)

委員長 外になれば質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午後3時00分）

再開（午後3時01分）

委員長 再開いたします。

これより議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算の討論及び採決を行います。

まず討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日の議題は全部終了いたしました。

執行部及び委員各位におかれましては、長時間にわたり大変お疲れさまでした。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

閉会（午後 3 時 02 分）

平成 30 年 6 月 8 日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 木野 広宣